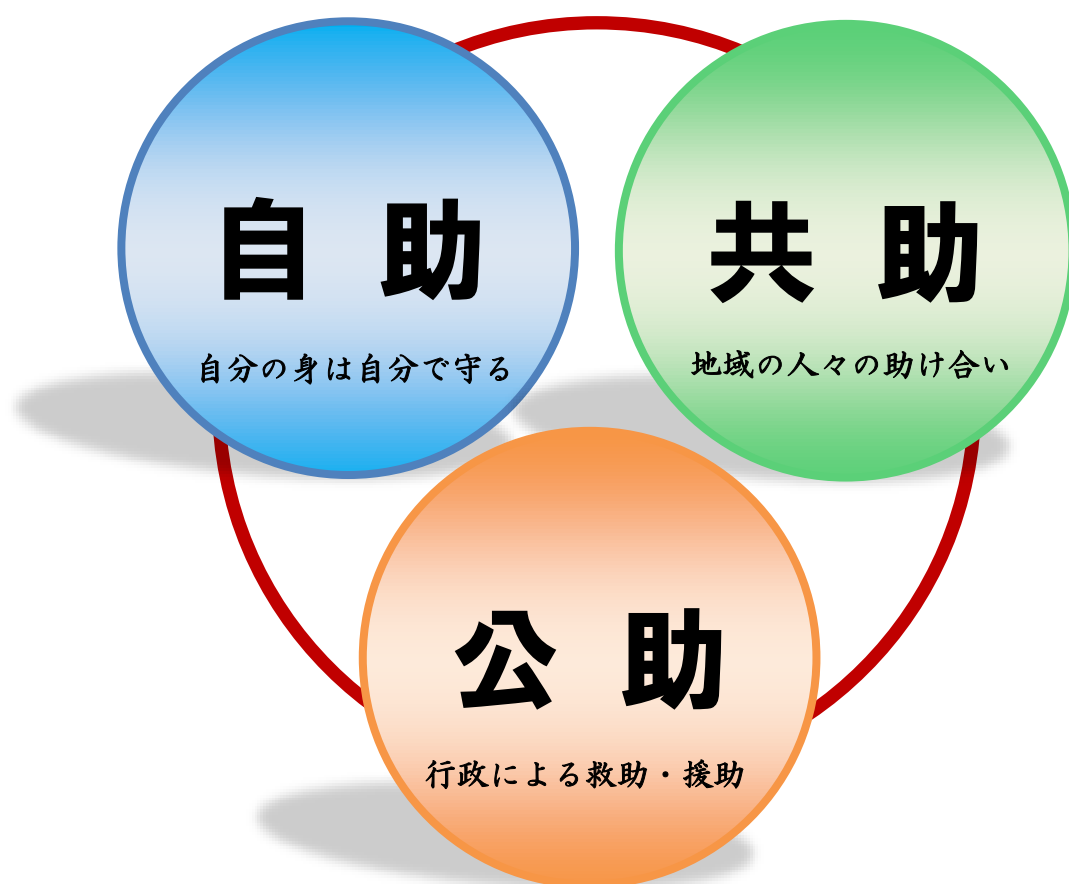


坂出市地域防災計画

共通対策編

(令和7年2月修正)



坂出市防災会議

第1編 共通対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	2
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務、業務の大綱	5
第3節 本市の地勢等の概況	15
第2章 災害予防計画	20
第1節 山地災害予防計画	21
第2節 土砂災害等予防計画	23
第3節 ため池等農地防災対策計画	27
第4節 都市防災対策計画	28
第5節 建築物等災害予防計画	30
第6節 道路災害予防計画	34
第7節 危険物等災害予防計画	36
第8節 農林水産関係災害予防計画	38
第9節 公共施設等災害予防計画	39
第10節 ライフライン等災害予防計画	42
第11節 防災施設等整備計画	44
第12節 防災業務体制整備計画	47
第13節 保健医療福祉救護体制整備計画	51
第14節 緊急輸送体制整備計画	53
第15節 食料、飲料水および生活物資確保計画	56
第16節 文教災害予防計画	59
第17節 ボランティア活動環境整備計画	61
第18節 要配慮者対策計画	62
第19節 防災訓練実施計画	66
第20節 防災知識等普及計画	69
第21節 自主防災組織等育成計画	75
第22節 被災動物の救護体制整備計画	78
第23節 帰宅困難者対策計画	80
第24節 防災士等運用体制整備計画	82
第25節 業務継続計画（BCP）策定計画	83
第3章 災害応急対策計画	84
第1節 広域的応援計画	85
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	90
第3節 災害情報収集伝達計画	93
第4節 通信運用計画	98
第5節 広報活動計画	101
第6節 災害救助法適用計画	104
第7節 救急救助計画	107

第8節	医療救護計画	109
第9節	緊急輸送計画	112
第10節	交通確保計画	114
第11節	食料供給計画	119
第12節	給水計画	121
第13節	生活必需品等供給計画	123
第14節	防疫および保健衛生計画	125
第15節	廃棄物処理計画	128
第16節	遺体の搜索、処置および埋葬計画	132
第17節	被災建築物等対応計画	133
第18節	住宅応急確保計画	134
第19節	社会秩序維持計画	137
第20節	文教対策計画	138
第21節	公共施設等応急復旧計画	141
第22節	ライフライン等応急復旧計画	144
第23節	農林水産関係応急対策計画	147
第24節	二次災害防止対策計画	149
第25節	ボランティア受入計画	151
第26節	要配慮者応急対策計画	153
第27節	被災動物の救護活動計画	156
第28節	水防等活動計画	157
第29節	道路災害対策計画	159
第30節	危険物等災害対策計画	161
第31節	他地域からの救援物資への対応計画	165
第4章	災害復旧計画	167
第1節	復旧復興基本計画	168
第2節	公共施設等災害復旧計画	170
第3節	被災者等生活再建支援計画	171
第4節	義援金等の受入れ・配分計画	177

第1章

総

則

第1節 目的

「坂出市地域防災計画」（以下「市計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、坂出市（以下「市」という。）の住民生活に影響をおよぼすおそれのある自然災害および事故災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧に関し、市、香川県（以下「県」という。）、防災関係機関および住民等が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

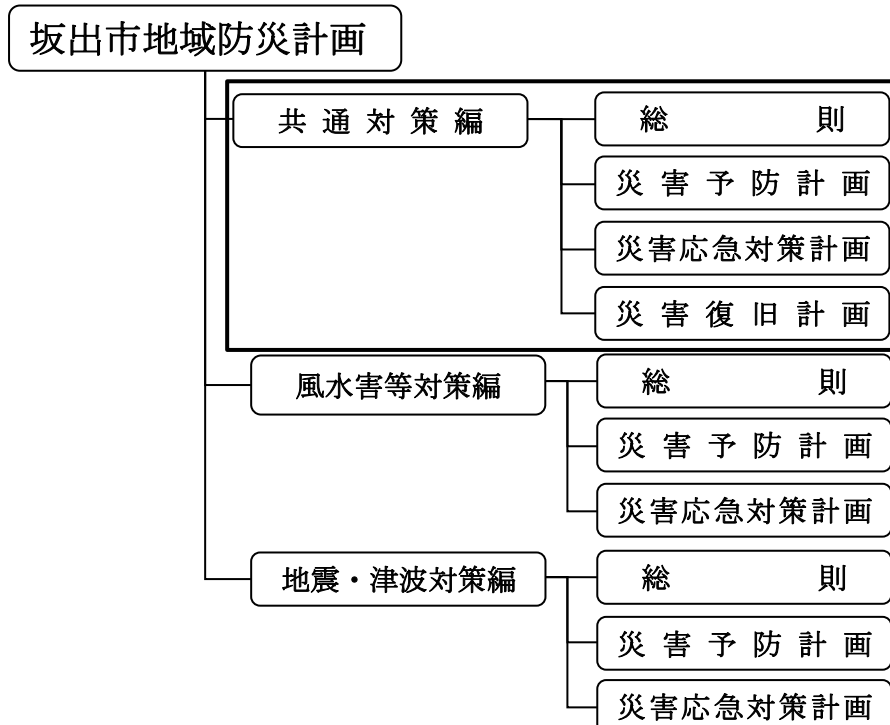
また、市計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものとし、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

1 市計画の構成

災対法第42条の規定に基づき、坂出市防災会議（以下「防災会議」という。）が策定する市計画は、この「共通対策編」のほか「風水害等対策編」および「地震・津波対策編」の3編で構成する。

共通対策編には、風水害等対策編、地震・津波対策編の各編共通事項を記載しており、風水害等対策編、地震・津波対策編を活用する場合は、あわせて共通対策編を活用する。

共通対策編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画を各章とし、風水害等対策編および地震・津波対策編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画を各章としている。



また、項目によっては市が実施する事項以外の県等関係機関の災害予防および災害応急対策、災害復旧計画もあわせて記載している。

なお、節ごとに担当する部課等を示すが、記載順については、第2編および第3編、第3章第1節「活動体制計画」の【別表2】の順に記載している。また、必要に応じて項目ごとに担当する部課室等を記述しているが、主担当以外の部課室を省略している。

2 坂出市強靱化計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第13条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から市における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、坂出市強靱化計画の基本目標である、

- (1) 市民の命を守る
- (2) 市と地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持する
- (3) 市民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興体制整備を行う
- (5) 香川県の防災拠点の一つとして役割を果たす

を踏まえ、この計画の作成およびこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 他の計画との関係

市計画は、国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画および「香川県地域防災計画」（以下「県計画」という。）を基準として、共通する計画については県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。特に県、県警察本部、高松海上保安部（坂出海上保安署）その他関係機関の災害予防、災害応急対策および災害復旧に関しては、県計画から引用するものとする。

水防法（昭和24年法律第193号）第32条第1項に基づく「坂出市水防計画」を変更する場合および離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第3項に基づく本市に係る「離島振興計画」の案を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

4 災害の想定と防災計画作成の基礎資料

県計画において想定された災害、または過去の災害による被害等を基に、本市の気象、地勢、地質、その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し作成した。

5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市、防災関係機関および住民等は、平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め、災害対策の推進体制を整えるものとする。

6 市計画の周知徹底

市計画は、市職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるものとする。

7 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自分で守る「自助」、自らの地域は地域住民が助け合って守る「共助」が特に重要であり、それらが行政による「公助」との連携および協働のもと、災害の種類や規模に応じて、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせるなど、多様な視点を反映した防災対策を実践する必要があるため、市計画のうち特に必要と認める事項については、住民にも広く周知し、住民すべてによる防災対策の推進を図るものとする。その際、災害

時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視して対策することが重要である。

また、市は、自らの防災対策の実施状況の定期的な点検・県への報告を通し、取り組むべき課題を明らかにするとともに、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号)に規定される県民防災週間等の機会を捉え、住民等に対し防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

- (1) 住民は「自らの命は自ら守る」意識を持って、住民自らの判断で避難行動をとり、市は、それを全力で支援するという住民主体の取り組みを推進します。
- (2) 住民が留意すべき事項
 - ① 市が住民一人一人の状況に応じた避難情報を提供することは困難です。
自然の驚異が間近に迫っているとき、市が一人一人を助けにいくことはできません。
 - ② 市は万能ではありません。住民自らの命を市に全て委ねてはいけません。
 - ③ 避難するかしないか、最後は住民の判断です。自らの命は自ら守るしかありません。
 - ④ 今、避難しなければ自分や家族など大事な人、避難支援関係者などの命が失われるという意識を忘れてはいけません。
 - ⑤ 自然災害は決して他人ごとではありません。
気象現象は、今後更に激甚化し、いつ、どこで大規模な災害が発生してもおかしくありません。
 - ⑥ 災害に関心を持ってもらいたい。
避難の呼びかけ、一人では避難が困難な人への援助等、住民相互に助け合う気概が重要です。

8 市計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議に諮りこれを修正するものとする。なお、軽微な修正についてはこの限りではない。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務、業務の大綱

1 防災関係機関および住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災関係機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災関係機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町および関係機関と連携し、災害に強い県土づくりおよびネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、市内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には災害応急措置を実施する。また市および防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、平常時には地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関および住民等の処理すべき事務または業務の大綱

本市の地域に係る防災に関し、市、住民、自主防災組織、事業者、県およびその他の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 市

処理すべき事務または業務の大綱	
1	市地域防災計画の作成および防災会議に関する事務
2	防災に関する組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災知識の普及および防災意識の啓発
5	防災教育の推進

処理すべき事務または業務の大綱	
6	自主防災組織の結成促進および育成指導
7	防災に関する施設等の整備および点検
8	災害に関する情報の収集、伝達および広報
9	特別警報の住民への周知
10	警戒レベル、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令ならびに指定緊急避難場所・指定避難所の開設
11	避難行動要支援者の避難支援活動
12	消防、水防その他の応急措置
13	被災者の救助、救護その他保護措置
14	被災した児童生徒の応急教育
15	被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
16	緊急輸送等の確保
17	食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
18	災害復旧の実施
19	ボランティア活動の支援
20	その他災害の防御または拡大防止のための措置

(2) 県

処理すべき事務または業務の大綱	
1	県地域防災計画の作成および県防災会議に関する事務
2	防災に関する組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災知識の普及および防災意識の啓発
5	防災教育の推進
6	自主防災組織の結成促進および育成指導
7	防災に関する施設等の整備および点検
8	他県、市町および防災関係機関との連絡調整ならびに広域的調整
9	災害に関する情報の収集、伝達および広報
10	特別警報等の市町への通知
11	被災者の救助、救護その他保護措置
12	被災した児童生徒の応急教育
13	被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
14	緊急輸送等の確保
15	食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
16	交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
17	災害復旧の実施
18	ボランティア活動の支援
19	その他災害の防御または拡大防止のための措置

(3) 香川県広域水道企業団

処理すべき事務または業務の大綱	
1	災害時における水道の被害情報の収集ならびに県および市町への報告連絡
2	災害時における水道水の供給確保
3	水道施設の防災対策ならびに応急給水および応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
中国四国管区警察局 四 国 警 察 支 局	1 支局内各県警察の災害警備活動および相互援助の指導、調整 2 警察庁および他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察および防災関係機関等からの情報収集および報告連絡 5 警察通信の確保および統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四 国 総 合 通 信 局	1 災害時に備えた電気通信施設(有線通信施設および無線通信施設)の整備のための調整および電波の統制監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策および非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体および関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導および協議
四 国 財 務 局	1 公共土木施設および農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保および金融上の措置
四 国 厚 生 支 局	1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	1 労働災害防止についての監督指導等 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力および迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全および衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
中 国 四 国 農 政 局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業および地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設または農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導ならびにそれらの災害復旧事業の実施および指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四 国 森 林 管 理 局 (香川森林管理事務所)	1 森林治水事業の実施ならびに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四 国 経 済 産 業 局	1 防災関係物資について情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安 監督部四国支部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四 国 地 方 整 備 局	1 河川、道路等の防災対策および災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾および海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上および海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者および鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備および点検(管制部門) 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門)

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
	4 緊急状態にあるまたは発展する可能性のある航空機の情報収集等 ※ 管制部門を除く 1 および 3 の業務は、高松空港(株)が運営
国 土 地 理 院 四 国 地 方 測 量 部	1 災害時における情報の収集および伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供および利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備および利活用促進に関する支援・助言
大 阪 管 区 気 象 台 (高 松 地 方 気 象 台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 (高 松 海 上 保 安 部) (坂 出 海 上 保 安 署)	1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員および物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
中 国 四 国 地 方 環 境 事 務 所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 2 廃棄物処理施設および災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中 国 四 国 防 衛 局	1 災害時における防衛省(本省)および自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(5) 自衛隊

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
自 衛 隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、人員および物資の緊急輸送、道路または水路の啓開、応急医療等の実施、給食および給水、入浴の支援、危険物の除去等)

(6) 指定公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
(独)水資源機構 吉野川本部	1 香川用水の防災対策および災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中国四国グループ	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整ならびに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四国支社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達確保および窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行 高松支店	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 香川県支部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄および配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の募集および配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策および災害応急対策の実施
本州四国連絡高速道路(株) (坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策および災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 列車の運行規制および旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資および避難者の輸送の協力

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
NTT西日本(株)香川支店 K D D I (株) 四 国 支 店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンクモバイル(株) 楽 天 モ バ イ ル (株)	1 電気通信施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)西日本支社四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四 国 電 力 (株) 四 国 電 力 送 配 電 (株) 中 国 電 力 (株) 中国電力ネットワーク(株)	1 電力施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イ オ ン (株) (株)セブンイレブン・ジャパン (株) ロ ー ソ ン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(7) 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
四 国 ガ ス (株)	1 ガス施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 電車の運行規制および旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資および避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) R S K 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理および災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPガス協会	1 LPガス施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保

(8) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
(公財)香川県下水道公社	1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力 2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力
市内農業協同組合 市内漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
坂出商工会議所	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保および物価安定についての協力
市内医療機関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(福)坂出市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備および支援
市内社会福祉施設 市内学校等の管理者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
市内危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置
坂出市建設業協会	1 災害時における障害物の除去、その他応急対策業務
(一社)香川県トラック協会 坂出支部	1 災害時における陸上輸送の確保、その他応急対策業務
坂出記者クラブ	1 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
K B N (株) エフエム・サン(株)	1 災害時における緊急放送

(9) 住民

処理すべき事務または業務の大綱	
1	自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携した防災対策を行う。
2	防災訓練および研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
3	生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
4	指定避難所等の場所、避難の経路および方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておくよう努める。
5	建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
6	家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
7	ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
8	被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
9	災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
10	高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
11	自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
12	災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市等が警戒レベル、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保を発令したときは、速やかにこれに応じて行動する。
13	避難の際は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務または業務の大綱	
1	あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所およびその場所の危険度を確認するよう努める。
2	指定避難所等の場所、避難の経路および方法を確認するよう努める。
3	災害が発生する危険性が高い場所や避難経路および避難場所等防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図(ハザードマップ)を作成するよう努める。
4	避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
5	災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時・避難途中・避難場所等における行動基準をあらかじめ作成し、周知するよう努める。
6	地域住民の防災意識の啓発および高揚ならびに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
7	地域の実情に応じて、必要となる資機材および物資を備蓄しておくよう努める。
8	市が行う避難情報等の発令基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。

処理すべき事務または業務の大綱	
9	市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
10	災害発生時、地域における情報の収集および提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

処理すべき事務または業務の大綱	
1	災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者および災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
2	管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民および自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
3	市および県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
4	災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民および自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 本市の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 地勢等

本市は、県のほぼ中央北側に位置し、総面積は92.49km²で、東西に14.65km、南北に18.20km、海岸線は瀬戸内海沿いに約76kmにおよぶ。市内で最も高い山が高松市との境にある五色台の中の大平山(478.9m)で、次いで丸亀市との境にある城山(462.3m)、飯野山(421.9m)と、400mを超える山はわずかしかなない比較的なだらかな地形である。市街地は、もともと塩田であった場所を海に向かって埋め立てていった場所が多いため、海岸線から市中心部に向かって徐々に低くなっている。また、北には穏やかな瀬戸内海があり、13の島が存在する。

気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく表しており、気候が温暖で降水量が少ない。このため、古くより多くのため池が築かれ、市内に400箇所余あるため池は農業用水の貴重な水資源となっている。

(2) 地形、地質

① 山地

本市は、東を五色台の丘陵地、南を城山および飯野山等による丘陵地、西を角山(184.2m)および聖通寺山(116.7m)に囲まれ、それらの山地は、地下のマグマがゆっくりと冷却されてできるといわれる花崗岩類を基礎とし、火山灰が堆積して形成された凝灰岩等の火山砕屑岩類等、火山活動により堆積した讃岐層群でできている。

いずれも他の岩石に比べ風化しやすい、風化が進むともろい、軟弱で河川などの侵食に弱い等の性質があり、どこでも大雨等により大規模な土砂災害が発生する危険性がある。

② 平野部

綾川付近の平野部は、主に綾川の堆積物により形成された氾濫平野と三角州で構成されるといわれる。基盤岩である花崗岩類の上に、更新世(180～160万年から1万年前)に砂礫等の三豊層群等が厚く堆積している。最終氷期が終了した完新世(1万年前から現在)になると、温暖化により海面が100m程度上がり、陸化していた瀬戸内海にも海水が入ったため、それまで河谷であった部分に綾川由来の土砂が堆積し、砂・シルト(砕屑物)・泥による沖積層を形成した。

坂出港内では、地表面下10m程度までは砂・シルト・粘土の混合層で、N値(地盤の強度等を求める数値)が低く、表層は軟弱な地盤であるといえる。

現在の市街地は、その大部分がかつては海であり、干拓や埋立てによる墾田、塩田築造により徐々に北に広がっていった。文京町・青葉町の辺りは天生年間(1573頃)までは海岸であった。本市は古くから製塩が盛んであったが、慶長年間(1596～1615)に播州赤穂から移住してきた人々が、角山のふもとよりすの寄州を利用し、製塩や農業を始めたのが新浜町である。また元和年間(1615～1624)には、現在の八幡町一丁目から元町一丁目辺りの海面の大寄州を利用し、入浜式塩田を開墾した。その後、その南側にあった塩浜はつぶされ、畑や屋敷となった。谷町もかつては海であったが、この頃に新しい浜として築造され、その後水田になったといわれている。寛永年間(1624～1643)には、高屋町に高屋浜が築造されている。横津町は南北に長く横たわっていた寄州を埋め立てたもので、元禄(1688～1703)始め頃には人家があった。延喜2年(1745)に元町四丁目の南部辺りに塩田が築造された。宝暦・明和(1751～1771)の頃には王越町に木沢浜が築造された。常盤町は天明年間(1787)に埋立てにより墾田された。

文政12年(1829)に久米栄左衛門が大規模な塩田の築造を行い、西大浜から昭和町辺りが形成され、現在の市街地の基礎的な形状ができた。その後も塩田開発のための埋め立て等が繰り返され、番の州地区の埋め立てにより昭和42年に沙弥島と昭和43年に瀬居島と陸続きとなり、ほぼ現在の形状となる。

以上のことから、本市の市街地は地盤としての歴史が非常に浅く、大規模地震発生時には強い揺れが予想されるとともに、揺れによる液状化が危惧される。

③ 河川

河川の形状も現在とは異なる。本市を流れる代表的な河川として、扇状地として本市の中心部を形成した綾川が上げられる。2級河川である綾川は総延長が38km超である。

県内河川の特徴は、流路延長が30km程度と短い上に、平野部の河川勾配が急(綾川：1/350)である。また、年間雨量も少ない上に蒸発量も多く、なおかつ山地の集水面積が少ないため、河床はほとんどの場合において水無し河原となっている。しかし、一度大雨が降ると一気に水位が増加する。綾川上流にある長柄ダムおよび田万ダムは洪水調整機能を有し、洪水の危険性がある場合はダムにおいて洪水を貯留しながら放流量を調整し、洪水被害を軽減している。下流にある本市内の府中ダムに関しては工業用水専用ダムであるため、原則的に洪水調整機能が無く、貯水量が一定量を超えた場合は、流入量＝放流量となり、上流の綾川町内での降雨量によっては、一気に水位が上昇する危険性がある。

【参考文献】

- * 香川の砂防(香川県)
- * 貝類化石群からみた7,000年前以降の備讃瀬戸南岸域における古海況の変遷
(川村教一(香川県立高松高等学校))
- * おいしい讃岐うどんはどこでできるのか？-讃岐うどん有名店の地形・地質学的条件-
(長谷川修一・野々村敦子・鶴田聖子・山中稔(香川大学工学部))
- * 市町村別地盤の概要解説(関西地下水源開発株式会社ホームページ)
- * 県別地すべりの紹介(社団法人 斜面防災対策技術協会ホームページ)
- * 香川県の工業用地下水源について(村下敏夫、野間泰二)

【参考資料】

第3章 被害想定図等

(3) 活断層

活断層とは、過去にプレートの歪み等加えられた力に耐え切れず、岩盤が割れてずれることにより地震の震源となった箇所である。現在、本市内では活断層は発見されていない。隣接する丸亀市には活断層の疑いのある岡田断層と上法軍寺断層があるが、県内で著名な断層としては、さぬき市から高松市に至る長尾断層である。

長尾断層は、最新の活動時期が9世紀～16世紀、1つ前の活動は3万年以上前とみられることから、平均活動間隔は概ね3万年程度と推測され、地震の発生確率はほぼ0%とされている。ただし、一度発生すると、その規模はM7.1とみられ、「香川県地震被害想定調査の概要」(平成9年8月 香川県)によると、推定震度は高松市や三木町等で震度7に達するほか、本市でも震度5強～6強と予想されている。

また、中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部)の最新の活動時期は16世紀とみられ、平均活動間隔は約1,000年～1,600年と推測され、今後30年以内の地震の発生確率はほぼ0%～0.3%とされている。発生時にはその規模はM8.0程度とみられ、長尾断層と同じく本市では震度5強～6強と予想されている。

【参考資料】

第3章 被害想定図等

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、住民基本台帳上で令和6年10月1日現在、49,784人(男性24,178人、女性25,606人)である。人口分布を地区別にみると、東部地区7,855人(15.8%)が最も多く、次いで、中央地区6,316人(12.7%)、林田地区5,955人(12.0%)、川津地区5,629人(11.3%)、金山地区5,311人(10.7%)と続く。世代別人口は、15歳未満の人口が市人口に占める割合は10.3%、15～64歳が54.4%、65歳以上が35.3%である。65歳以上の人口の割合は、全国平均の29.1%(令和5年10月現在)と比べ6.2ポイント高く、県平均の32.7%(令和5年10月現在)と比べても2.6ポイント高くなっている。

(2) 道路

本市の主要な道路としては、本市と本州側の岡山県倉敷市を結ぶ長大橋である瀬戸大橋(瀬戸中央自動車道)と高松自動車道がある。瀬戸中央自動車道は岡山県早島 I C(山陽自動車道と連絡)と坂出 I C(高松自動車道と連絡)を結ぶ主要路線である。高松自動車道は、東は徳島県鳴門 I C、西は愛媛県川之江 J C T(松山自動車道および高知自動車道に連絡)に至る重要道路である。本市にはその両道の交わる坂出 J C Tがある。

本市は県内では唯一本州と道路、鉄道により結ばれていること、また東西南北全ての方向に対しての分岐点であることから、経済の動脈として人の流れ、物の流れに果たす役割は非常に大きい。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、本土と旧沙弥島、旧瀬居島との間に埋立造成された臨海工業団地があり、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年12月17日法律第84号)第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定された番の州地区特別防災区域が存在する。この区域は、総面積4,358,922㎡、第一種事業所3社(コスモ石油㈱、三菱ケミカル㈱、四国電力㈱)と第二種事業所2社(川崎重工業㈱、ライオンケミカル㈱)、計5社の特定事業所から構成されている。番の州地区特別防災区域には、令和6年4月1日現在で2,648,798kLの石油、48,654,255Nm³/Dの高圧ガス等が貯蔵、取扱いされている。

3 過去の災害

(1) 風水害

本市では災害が少ないと思われがちであるが、過去から大雨・洪水・高潮による浸水、河川堤防・塩田堤防の決壊等による被害が市内の至る所で記録されている。同じ年に複数の被害が発生したり、安政元年(1854)11月の南海地震の翌年8月には、暴風雨により綾川堤防が決壊し、江尻町や加茂町に被害を与えるなど、災害が続けて発生することもあった。また、干ばつと暴風雨が交互に襲ったり、干ばつであった年にいきなり大雨が降り被害が発生したりと、本市をとりまく自然環境は決してやさしいものではないと考えられる。

最近では、平成16年(2004)に発生した台風16号による高潮、台風23号による洪水・土砂災害は記憶に新しいところであるが、戦後だけでも昭和21年7月(高潮)、25年9月(ジェーン台風)、26年6月(大雨)、同年7月(大雨)、27年7月(大雨)、29年9月(台風13号)、34年9月(伊勢湾台風)、35年7月(大雨)、38年6月(大雨)、40年9月(台風23号、24号)、44年7月(大雨)、45年8月(台風10号)、47年9月(台風20号)、49年7月(大雨)、49年9月(台風16号、18号)、51年9月(台風17号)、54年9月(台風16号)、57年9月(台風19号)、58年9月(台風10号)、62年7月(台風5号)、同年10月(台風19号)、平成2年9月(台風19号)、7年7月(大雨)、9年7月(大雨)、10年9月(台風7号)、16年6月(大雨)、同年8月(大雨)、同年8月(台風16号)、同年9月(台風18号)、同年10月

(台風23号)、20年8月(大雨)、同年8月(大雨)、22年6月(大雨)、23年5月(大雨)、同年7月(台風6号)、同年9月(台風12号)、同年9月(台風15号)、24年6月(台風4号)、25年6月(大雨)、同年9月(大雨)、26年8月(台風12・11号)、同年10月(台風18号)、27年7月(台風11号)、28年6月(大雨)、同年9月(大雨・台風16号)、29年8月(台風5号)、同年9月(台風18号)、30年7月(7月豪雨)と大小の被害が多数発生している。

本市では、道路・護岸等の嵩上げや、排水ポンプの整備等が進んでいるとはいえ、本編第1章第3節1の(1)地勢等で述べたとおり、海岸線の方が高いため雨水等が溜まりやすく、排水能力以上の集中豪雨の場合や、平成16年台風23号のように刈取り後の稲わらのつまり等により排水ポンプの能力が十分に発揮できない場合には内水による浸水被害が心配される。

また、1の(2)の③河川で述べたように、綾川、大東川および青海川水系は、普段は流量が少ないが、大雨により短時間で水位が上昇するため、外水による洪水被害が心配される。

毎年6月下旬から7月中旬にかけての梅雨前線の活動や台風の接近・上陸等により、日本各地で豪雨が発生している。また、短時間強雨の発生頻度が増加傾向にあり、地球温暖化による大雨頻度の増加や海水面の上昇、極めて強い台風の発生等が懸念されている。

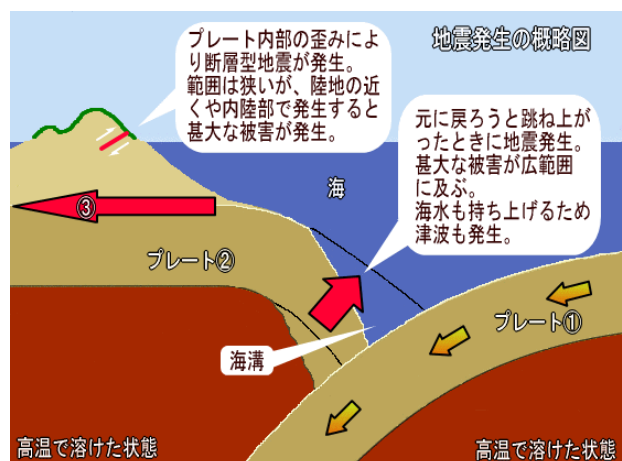
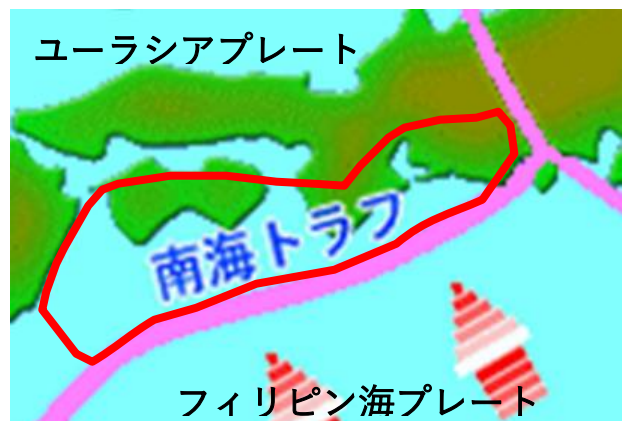
(2) 地震

本編第3節第1項(3)活断層で述べたとおり、本市への影響が予想される活断層の平均活動間隔が長いこと、過去の地震災害で被害を記録しているのは、宝永(1707)、安政(1854)および昭和(1946)の南海地震である。

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフ(海溝)沿いで発生する海溝型地震(プレートの堺を震源とする地震)であり、地球表面のプレートの移動により発生するため、地球が内部まで冷えて固まらない限り、繰り返し必ず発生する巨大地震である。その発生間隔は記録がはっきりしている慶長(1605)地震以降でみた場合、100年から150年間隔、平均114年の間隔で発生している。

慶長地震は東海・東南海・南海地震の3地震が同時に発生したが、津波に関する被害の記録だけで、揺れによる被害の記録は残されていない。地震の規模はM7.9であった。宝永地震は東海・東南海・南海地震の3地震が同時に発生し、地震の規模はM8.6に達した。安政地震は東海・東南海地震同時発生の32時間後に南海地震が発生、地震の規模はM8.4であった。昭和南海地震は昭和東南海地震の2年後に単独で発生し、地震の規模はM8.0であった。東海地震は発生していない。

記録から分かるように、南海トラフ沿いを震源とする3つの地震は、同時やほぼ同時に発生し、それにより地震の規模が大きくなる。マグニチュードが1上がると、地震のエネルギーは約32倍となるので、0.1上がると約1.4倍大きくなる。宝永地震と昭和南海地震のマグニチュードの差は0.6なので、宝永地震のエネルギーは昭和南海地震の $(1.4)^6 = \text{約}8$ 倍であつ



たことになる。

南海トラフで発生する地震は、昭和南海地震発生から既に75年以上が経過していること、および歴史地震から推定すると、地震の規模と次地震までの間隔は比例すると考えられ、昭和の地震の規模が小さかったため比較的早い時期に発生することが予想され、平成26年1月1日現在での今後10年以内のM8～9クラスの地震の発生確率が20%程度、30年以内で70%程度、50年以内で90%程度とされている。また、近年の研究において、南海トラフで発生する地震の震源域、発生間隔などにおいて多様性があり、様々なパターンの地震が発生し得ることが分かってきた。

なお、参考資料2-1「災害年表」には参照元の「坂出市史・年表」に記述がないため津波に関する被害は記載していないが、参考資料2-5「古文書による記録」によると、宝永地震の約45年後の古文書に、高屋浜の塩百姓が売るはずだった塩を津波により失ったらしい記述がある。また、安政地震の際に木沢浦(王越町)で1.0m、浜西(林田町)で1.5mの津波があったとの研究成果もある。

また、ユーラシアプレートはフィリピン海プレートにより押され続けており、プレート内部にもストレスが溜まり続けている。溜まったストレスは、活断層の活動という形で発散されるため、ユーラシアプレートの歪みが大きくなり、南海トラフ地震が近づくにつれ、活断層を震源とする地震が増えてくる。阪神淡路大震災、鳥取県西部地震、芸予地震、能登半島地震、福岡県西方沖地震等はその一環で発生したと考えられており、本市近辺でも地上に表れていないために発見されていない断層の活動により、地震が発生する可能性が無いとは言いきれない。

〔参考文献〕

- *瀬戸内海の歴史南海地震津波について(山本尚明-防災&環境工学研究所)
- *南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)(地震調査研究推進本部)

〔参考資料〕

第2章 災害に関する記録等

第2章

災害予防計画

第1節 山地災害予防計画

市および県は、山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき、山地治山、予防治山、流域保全総合治山等の治山事業を推進する。

主な実施担当：市(危機管理課、農林水産課)、県、四国森林管理局

1 現況

本市の民有林には、崩壊土砂流出危険地区24箇所、山腹崩壊危険地区44箇所の山地災害危険地区がある。また、国有林には山地災害危険地区に指定されている個所はない。

県は危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

なお、県は、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するため様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。

2 実施内容

(1) 山地治山総合対策事業

県は、山地災害等による被害の防止および保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるため治山ダム工、山腹工等の施設整備、間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地等の復旧整備を実施する。

特に、脆弱な地質地帯においては、土石流等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を実施する。

(2) 予防治山事業

県は、山地災害の防止のため、治山ダム工、山腹工等の施設を整備し、荒廃危険山地の崩壊等の予防を図る。

(3) 流域保全総合治山事業

県は、流域保全上重要な水系の上流域において、治山ダム工、山腹工等の施設整備、間伐や植栽等の森林整備による整備を行う。

(4) 森林荒廃地緊急整備事業

県は、小規模な荒廃地および荒廃危険地において、簡易治山施設を整備して、山地災害の未然防止を図る。

(5) 県費補助治山事業(農林水産課)

市は、人家の裏山等小規模な山地災害について、防災工事または復旧工事を行う。

(6) 山地災害危険地の周知等(危機管理課、農林水産課)

市は、県が実施した山地災害危険地の見直しの結果を地域防災計画に記載するとともに、ハザードマップの作成および住民への提供に努める。また、県と協力して広報活動ならびに地域住民等への周知を行い、山地災害の未然防止を図る。

住民は、災害時に安全な避難経路を選択できるよう居住地近辺の危険地を把握しておく。

なお、山地災害危険地の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早目の行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

(7) 要配慮者利用施設対策(危機管理課、農林水産課)

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、山地災害の未然防止を図る。市(農林水産課)は、要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

[参考資料]

第4章 防災上注意すべき区域等

第2節 土砂災害等予防計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり、地震による山崩れ、液状化等から人命・財産を守るため、流域治水に基づき、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の適切な管理など総合的な対策を推進する。

主な実施担当：市(危機管理課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、農林水産課、建設課、都市整備課、港湾課、学校教育課)、県、高松地方気象台

1 土砂災害危険区域等の災害予防対策(建設課、農林水産課、危機管理課)

本市には、土砂災害警戒区域が147箇所(土砂災害特別警戒区域は122箇所)あり、その発生原因による内訳として、土石流52箇所(37箇所)、急傾斜地の崩壊93箇所(85箇所)、地すべり2箇所となっている。(令和5年11月時点)

県は、土砂災害を未然に防止するため、優先度の高いところから砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を実施している。

また、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。

2 実施内容

(1) 防災工事の実施(建設課)

① 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横侵食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

② 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が急傾斜地崩壊防止工事を行うことが困難または不相当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設または排水施設の整備を行う。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、必要に応じて対策工事を推進する。

③ 地すべり対策事業

県は、地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、地下水の排水施設、抑止杭等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を行う。

(2) 砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を指定し、指定地内における開発等の行為に対し適正な管理を行う。

(3) 総合的土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域等の周知(危機管理課)

市(危機管理課)は、県から提供される土砂災害警戒区域等に関する資料を市計画に記載し、県と連携して広報活動等を行い、住民への周知を図る。

住民は、安全な避難経路の選定等のため、居住地近辺等の土砂災害警戒区域等を把握するよう努める。

② 警戒避難体制の確立(危機管理課)

市は、次の内容について、県の支援に基づき警戒避難体制の整備を推進し、県は、住民の避難体制の強化のため必要な助言を行う。

ア 警戒または避難を行うべき基準の運用(土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等)

イ 適切な避難方法の周知(避難指示等の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等)

ウ 要配慮者への支援体制の整備

エ 適切な指定緊急避難場所および指定避難所、避難経路の選定、周知、運営

オ 自主防災組織の育成

カ 防災意識の普及(住民説明会、防災訓練、防災教育の実施)

住民は、自主防災組織や自治会等の地域住民単位で早期に警戒避難行動がとれるよう土砂災害危険地域等の知識や情報を共有するよう努める。

市(危機管理課)は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を参考資料12-15に定める。また、避難のために住民が必要な情報をインターネット、ハザードマップの配布その他の方法により周知を図るとともに、円滑な警戒避難を確保するための避難訓練等を実施する。

③ 情報の収集、伝達体制の確立(危機管理課、秘書広報課、建設課)

県は、雨量などの土砂災害関連情報を提供するための砂防情報システムを適切に運用するとともに、ホームページ等により市町および住民へ警戒情報等を配信する。

市(危機管理課)は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制(参考資料12-15)を定め、避難情報等の発令の目安(参考資料12-6)および土砂災害避難対象区域(参考資料12-7)に基づき、住民へ伝達する。

市および県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

住民は、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、速やかに市に通報する。ただし、自らの身体の安全を最優先とし、安全な場所に移動または避難してからの通報を原則とする。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方气象台と共同して、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険をおよぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、「土砂災害警戒情報」を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、市町へ情報の提供を行う。

⑤ 避難指示等の発令基準の設定(危機管理課)

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合、ただちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国(国土交通省、気象庁)は、市に対し、これらの基準および対象区域の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

※ 「土砂災害警戒情報」は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。予測が困難な地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としていない。

⑥ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理(危機管理課、建設課、都市整備課)

県は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等について適切に管理する。

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市町長に通知するとともに、公表するものとする。

市は、土砂災害警戒区域が指定された場合、地域防災計画において、土砂災害防止法に基づく所定の事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布等、必要な措置を講じる。

⑦ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が予想される区域および時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて一般住民に周知する。

⑧ 住民に対する普及啓発

市および県は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早目の行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(4) 要配慮者利用施設対策(危機管理課、建設課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課)

① 県は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設について、人命と財産の保全のため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、市町等関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。

② 市(建設課)は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

また、市(危機管理課)は、県および関係機関と協力して、土砂災害に関する情報等を住民、施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

市(危機管理課、ふくし課、こども課、かいご課)は、土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設がある場合には、地域防災計画において、その施設名称および所在地を定めるとともに、当該施設の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報および警報ならびに避難指示等の伝達方法を参考資料12-15に定める。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に対する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者または管理者から提出された避難確保計画および避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

- ③ 土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について市長に報告するものとする。

3 液状化災害の予防対策（建設課、都市整備課、港湾課）

- (1) 県は、埋立地や旧河道などの液状化のおそれのある箇所を始めとして、液状化や地盤沈下のおそれのある箇所を把握するため、浅部の地盤データについて収集・整理を図るとともに、地盤の液状化による災害の防止については、地盤改良による方法、構造物の工法によって対応する方法などがあり、埋立地等液状化のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。
- (2) 市および県は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- (3) 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。
- (4) 市および県は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップをもとに大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう周知・啓発に努める。

[参考資料]

- 第4章 防災上注意すべき区域等
- 第6章 気象関係
- 第12章 避難関係
- 第15章 要配慮者関係

第3節 ため池等農地防災対策計画

農地および農業用施設の災害発生を未然に防止するとともに、ため池の治水活用を図るため、老朽ため池の整備等を行い、農業生産の維持および農業経営の安定ならびに農村地域の防災・減災力の強化を図る。

主な実施担当：市(農林水産課)、県、土地改良区

1 現況

本市には、136箇所の防災重点農業用ため池がある。このうち、老朽化により改修を必要とするものに関しては、ため池管理者によって老朽化ため池対策事業、その他補助事業等を実施している。

2 実施内容

(1) ため池等整備事業(農林水産課)

市、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

(2) その他防災事業

県は、急傾斜地で農地の侵食・崩壊の危険がある箇所においては農地保全整備事業を、地すべり指定地域においては地すべり防止事業を行う。

(3) ため池ハザードマップの普及啓発(農林水産課)

市(農林水産課)は、防災重点農業用ため池について、作成した浸水想定区域図を用い、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの普及・啓発を図るとともに、県の支援を受け、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進する。

[参考資料]

第4章 防災上注意すべき区域等

第4節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施担当：市(建設課、都市整備課)、県、香川県広域水道企業団

1 都市施設の整備促進(建設課、都市整備課、香川県広域水道企業団)

(1) 土地区画整理(建設課、都市整備課、香川県広域水道企業団)

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して面的に計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備(建設課)

市、県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送および避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備(都市整備課)

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所および指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進(建設課、都市整備課)

(1) 都市計画における防災対策の位置付け(都市整備課)

市および県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 住居系用途地域の指定(都市整備課)

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定するように努める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定(都市整備課)

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(4) 地区計画による防災まちづくり(都市整備課)

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止および避難上必要な機能の確保等を図るため、「防災街区整備地区計画制度」の活用等を図る。

(5) 市街地再開発事業(都市整備課)

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(6) 災害に強いまちづくり(都市整備課)

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(7) 住宅地区改良事業(建設課)

市は、市街地にある不良住宅地区の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(8) 宅地造成等の規制

県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域(宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域)に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

また、県内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

(9) 津波に強いまちづくり

市および県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第5節 建築物等災害予防計画

地震、風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共施設等の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく「坂出市耐震改修促進計画」の策定および同計画による耐震改修等の推進に努めるものとする。

主な実施担当：市(危機管理課、財務課、建設課、都市整備課、教育総務課、消防本部、施設所管課)、県、警察本部

1 公共建築物等の災害予防(危機管理課、財務課、建設課、都市整備課、教育総務課、消防本部、施設所管課)

(1) 公共施設の耐震性の確保等

県は、震災時において応急対策活動の拠点となる県有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保にあたっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

市は、「坂出市耐震改修促進計画」のうち、市公共施設の耐震診断、耐震改修について定めた「坂出市公共施設耐震化計画」に基づき、震災時において応急対策活動の拠点等となる公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進し、耐震性の確保等を図る。

① 防災上重要建築物の指定

- ア 災害応急対策指揮・実行、情報伝達等施設：本庁舎、合同庁舎、消防庁舎、出張所等
- イ 避難収容施設：市立学校、体育館、その他主要施設
- ウ 救護施設：市立病院
- エ 要配慮者利用施設：市立幼稚園、社会福祉施設

② 耐震診断・耐震補強工事の実施

県は、防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努めるものとする。

市は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、昭和56年以前に建築された、2階以上または200㎡超の非木造建築物について、耐震診断を実施する。また、耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行い、計画に基づき耐震化を図る。また、耐震診断の結果等については、市ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努めるものとする。

③ 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の耐震性の確保に努める。

④ 緑化の推進

震災時に指定避難所等となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、指定避難所等の安全性を確保するよう努める。

(2) 県は、多数の者が利用する県有施設について、震災時に多大な被害の発生するおそれがあることから、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。

- (3) 県は、上記(1)および(2)に掲げた施設以外の県有施設についても、計画的な耐震化に努める。特に、県立学校等の教育施設については、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には児童生徒等の応急教育の確保や地域住民の応急的な避難所となりうることから、優先的に耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。
- (4) 県は、県有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材およびブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。また、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。特に、防災上重要建築物については、十分配慮する。
- (5) 県は、県有施設における避難経路の確認を行うとともに、発災後の移動経路の確保を行うため、建物の出入り口や通路の点検を行い、支障となる物品等の移動を確実に行う。また、書棚やキャビネット等のオフィス家具やOA機器等の転倒・落下防止対策を講じる。
- (6) 警察本部は、災害時において地区の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。
- (7) 市は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材およびブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。なお、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。
また、震災時に避難場所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備に努め、避難場所の安全性を確保する。
- (8) 市および県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。
- (9) 備品等の転倒防止対策(全部局)
市は、ロッカー、書棚等の転倒や高所に置いてあるテレビ、書籍等の落下による職員および来庁者の被害を防止するため、備品等の転倒・落下防止対策を行う。
- (10) 来庁者等の避難誘導および保護安全対策(財務課、施設所管課)
市は、本庁舎、合同庁舎、市立病院、出張所、その他出先機関・公共施設において、地震その他風水害等により停電した場合でも、安全に来庁者が施設外へ避難または施設内で保護できるよう階段および段差を知らせ、安全に非常口に誘導する設備を整備するとともに、非常灯・非常用電源装置等を整備するよう努める。

2 一般建築物等の災害予防(危機管理課、建設課、消防本部)

- (1) 防災知識の普及
市および県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。
また、不動産を譲渡し、交換し、または貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。
- (2) 耐震化の促進
市および県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、住宅等の建築物の耐震化の促進を図るとともに、技術的な指導助言を行う。
特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

市および県は、学校、病院、映画館、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、市は、県が行う違反建築物を対象とした指導取締りに協力する。

(5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

市は、県が行う建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導および啓発に協力する。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、飛散・落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

市は、県が行うブロック塀等の倒壊事故を防止するためのその所有者等に対する必要な指導および啓発に協力する。

ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

(8) 地震保険の普及

市および県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策(危機管理課、建設課)

市および県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒または棚の上の物の落下等による被害を防止するため、防災講話、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止方法等の普及啓発に努める。

住民等は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

4 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定(建設課)

県は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士および被災宅地危険度判定士の育成を図る。

市は、「坂出市被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定実施マニュアル」に基づき、判定実施計画を作成するとともに、県の開催する被災建築物応急危険度判定士および被災宅地危険度判定士養成講習会等に職員を派遣し、判定士を育成するよう努める。

5 災害救助法に基づく民間住宅の応急修理体制の整備(建設課)

県は、災害救助法に基づく民間住宅の応急処理に関する事務を円滑に対応できるよう、建築職員の育成を図るものとする。

[参考資料]

第 1 0 章 地震・津波対策関係

第6節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止および災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

主な実施担当：市(危機管理課、政策課、建設課、港湾課)、県、警察本部、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)

1 概要

本市には、高速自動車国道、一般国道、県道、市道、臨港道路があり、災害に対処するため、危険度が高い路線および箇所や緊急輸送路から順次補修および整備を実施している。

2 道路施設等の整備(建設課、港湾課)

- (1) 市、県、四国地方整備局、本州四国連絡高速道路(株)、西日本高速道路(株)の道路管理者等は、それぞれの管理する道路について、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。
 - ① 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
 - ② 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
 - ③ 落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化計画に基づき、予防的な修繕および計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
 - ④ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
 - ⑤ 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、電線共同溝等の整備に努める。
 - ⑥ 危険物および障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
 - ⑦ 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。
 - ⑧ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設および排水設備の補修等を推進する。
- (2) 警察本部は、交通安全施設等について、停電等に対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

3 協力体制の確立(建設課、港湾課、政策課)

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

4 危険防止のための事前規制(危機管理課、建設課、港湾課)

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

5 防災訓練の実施(建設課)

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。
また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 除雪体制の整備

- (1) 道路管理者は、集中的な大雪に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械および必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (3) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (4) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定するものとする。
- (5) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- (6) 道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめその他関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

[参考資料]

第9章 交通・輸送関係

第7節 危険物等災害予防計画

危険物(石油類等)、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等(以下「危険物等」という。)による災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施担当：市(消防本部)、県、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部

1 概要

本市には、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物施設、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく高圧ガスの製造施設等、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)等に基づく火薬類関係施設等があり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の安全性の向上を図るなど、災害の発生および拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保(消防本部)

- (1) 市、県、香川労働局および中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。
 - ① 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど、施設の安全確保のため保安検査、立入検査等を行う。
 - ② 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
 - ③ 事業者および危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理および危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。
- (2) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 資機材の整備等(消防本部)

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

4 防災訓練の実施(消防本部)

市および県は、関係機関、関係事業者等と連携して様々な危険物等災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及(消防本部)

市および県は、住民に対して危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

[参考資料]

第 5 章 危険物等施設関係

第8節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止および軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施担当：市（農林水産課、港湾課）、県

1 農作物対策（農林水産課）

市および県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策（農林水産課）

市および県は、風害、雪害などの被害を受けないよう気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 畜産業対策（農林水産課）

市および県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努めるものとする。

4 林業対策（農林水産課）

市および県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

5 水産業対策（農林水産課、港湾課）

市および県は、合理的な海上施設の設置および漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備および性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図る。

第9節 公共施設等災害予防計画

大規模災害による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど災害に強い施設の確保に努める。

主な実施機関：市(生活環境課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課)、県、坂出警察署、四国地方整備局、高松空港事務所、高松空港(株)、高松海上保安部、KBN、FMサン、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)

1 道路施設(建設課、都市整備課、港湾課)

- (1) 道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行うよう努める。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。そのほか、市および県は、緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、各道路管理者等の協力を得つつ、避難路、避難階段の整備に努めるものとする。
- (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、予防的な修繕および計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。
- (3) 坂出警察署は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設(建設課、都市整備課)

- (1) 河川管理者は、河川施設について耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度および緊急度等に応じた補強等の対策を行うよう努めるとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施による適切な維持管理に努める。
- (2) 河川管理者は定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市および県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾および漁港施設(農林水産課、港湾課)

- (1) 港湾管理者は、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。また、老朽化した港湾施設の安全性を確保するため、必要に応じた補強等の対策を行う。
- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物の耐震性の調査検討を行い、必要に応じて補強等の対策を行う。
- (3) 港湾および漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市および県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (4) 高松海上保安部は、船舶交通の安全を確保し、海上輸送による人流・物流の途絶を防止するため、航路標識の老朽化等対策を行うとともに、海水浸入防止対策、電源喪失対策等の耐災害性強化対策を推進するものとする。

4 海岸保全施設(港湾課、都市整備課)

- (1) 海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。また、整備にあたっては「流域治水プロジェクト」との連携を図る。
- (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市および県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

5 ため池等農地防災施設(農林水産課)

- (1) 市、県、土地改良区等は、地震や大雨に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 市および県は、防災重点農業用ため池のうち防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市(農林水産課)は、防災重点農業用ため池について、作成した浸水想定区域図を用い、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップの普及・啓発を図る。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。

- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置および整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

7 空港施設

空港施設管理者は、地震による被害を最小限にとどめて空港機能を維持するため、航空局から出される各種基準等に基づき、施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、震災時の応急復旧体制の整備に努める。

8 廃棄物処理施設(生活環境課)

市は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

9 放送施設

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送信および受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源装置の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

第10節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設ごとに安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能確保策を講ずるにあたっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

主な実施機関：市(都市整備課)、県、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、西日本電信電話(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社、KBN(株)

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備の安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備および応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設および災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。

また、災害時の情報連絡体制および職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員および復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設(香川県広域水道企業団)

水道事業者および工業用水道事業者(いずれも「香川県広域水道企業団」をいう。以下同じ。)は、地形、地盤および施設の重要度を考慮し、耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性強化、送水ルートของループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の

強化、施設の現況が分かる施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設(都市整備課)

市および県は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップおよび応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

下水道管理者は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

[参考資料]

第13章 上水道関係

第19章 協定・覚書等

第 1 1 節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、教育総務課、消防本部、施設所管課)、県、警察本部、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、坂出海上保安署、高松地方气象台、(株)NTTドコモ 四国支社

1 気象観測施設等(危機管理課、建設課、港湾課、消防本部)

市、県および関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測または予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等(農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部)

市(消防本部)および県、国は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

市(農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課)は、内水の排除、海水の逆流防止等のため、排水ポンプおよび水門等の施設を整備する。

3 消防施設等(消防本部)

- (1) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善および性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車等の車両および応急措置の実施に必要な照明機器・救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、デジタル化に伴う消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

4 通信施設等(危機管理課、消防本部)

- (1) 市、県および防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保、耐震性の強化および施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備および操作訓練を定期的に行う。

- ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この際、訓練等を通じて、実効性の確保を図る。
- ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、市、消防本部、国(消防庁)、県等を通じた一体的な整備を図る。
- ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
- ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- ⑧ 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)など、地域衛星通信ネットワークと市防災無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- ⑨ 衛星携帯電話の整備推進に努める。

- (2) 市(危機管理課)は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、同報系防災行政無線を維持・整備する。同報系防災行政無線が聞き取れない場合に対応するため、テレビやコミュニティFM、携帯電話、インターネット、戸別受信機などを利用した伝達システムを構築する。

5 非常用電源の確保(危機管理課、財務課、教育総務課、消防本部、施設所管課)

市は、サーバの運用、パソコンの利用・充電および通信設備の利用・充電、ならびに夜間の災害対応には電源が不可欠であることから、主要な市の公共施設、指定避難所等において、太陽光発電装置、大容量非常用電源装置等の整備を計画的に促進するよう努める。

6 広域防災拠点等との連携(危機管理課、財務課、都市整備課)

- (1) 県は、平常時には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、県庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

- (2) 市は、災害時における災害応急対策の拠点施設、また市役所本庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設および備蓄倉庫等を備えた拠点施設の整備に努める。
- また、地域性を踏まえ、既存の公園に防災ベンチ等を備えた防災施設の整備に努める。

7 その他施設等(危機管理課、建設課、港湾課、他関係部局)

- (1) 市および県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- (2) 市および県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (3) 県は、林野火災における空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。

- (4) 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を整備する。(建設課)

[参考資料]

第4章 防災上注意すべき区域等

第7章 消防・水防関係

第8章 通信施設関係

第10章 地震・津波対策関係

第12節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互および民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関：市（危機管理課、財務課、総務課、公民連携・DX推進課、消防本部、市立病院）、
県、香川県広域水道企業団、防災関係機関

1 職員の体制（危機管理課、消防本部）

- (1) 市、県および防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舎の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。

また、市は、緊急地震速報（高度利用者向け）が発表された場合、津波警報時等必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

- (2) 市および県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、市、県、国およびライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また市は、退職者（自衛隊等国の機関の退職者を含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (3) 県は、土木、建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努める。

2 住民の体制

住民は、地震など災害発生時に予想される被害を十分に理解し、家屋の耐震化や家具の固定等各家庭にて被害を軽減するための体制を整備するほか、緊急地震速報（一般向け）を見聞きした場合にとるべき行動や、被害範囲が広域におよび、本市に救援物資が届かないことを想定した生活必需物資の備蓄等個々に被害を軽減する態勢を整備するよう努める。

また、地域で自主防災組織を結成し、災害時に組織的な行動ができるよう会員個々の役割を定め、研修や訓練を通じ、情報収集・伝達、初期消火、救出、救護等の災害対応を、それぞれが最も効果的に行える体制を構築するよう努める。

3 防災関係機関相互の連携体制（危機管理課、財務課、消防本部）

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動および復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保および活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

- (2) 県は、国または他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国または他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (4) 市は、知事と市長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築するとともに、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (5) 市(危機管理課)および県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (6) 市および県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (7) 県は、市町が大規模な被災により、災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のため県職員を災害時連絡員として市町へ派遣する体制を整備する。
- (8) 市、県および防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (9) 市および県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (10) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練、装備資器材の充実等を通じて、広域的な派遣体制および緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (11) 市(消防本部)は、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、近隣市町および県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタ

ル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- (12) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるようあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況においてどのような分野(水防、救助、応急医療等)について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。
- (13) 県は、非常通信協議会等を通じて、放送事業者および通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。
- (14) 市および県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 民間事業者との連携(危機管理課、関係部局)

- (1) 市および県は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

- (2) 市および県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

5 業務体制の構築(危機管理課)

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

6 防災中枢機能等の確保、充実(危機管理課、財務課、消防本部、市立病院)

- (1) 市、県および防災関係機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域または高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険箇所配慮しつつ、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実および災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点施設の整備に努める。

また、停電や燃料不足により、災害対応に支障をきたすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等についてあらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図るものとする。

- (2) 市、県および防災関係機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯

蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

7 基幹情報システムの機能確保(公民連携・DX推進課)

- (1) 市および県は、情報システム基盤(各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等)について、転倒防止、行政データのバックアップなどの安全対策を実施する。また、情報システム基盤が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。
- (2) 市は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して県は助言を行うものとする。

8 広域防災活動体制の整備(危機管理課、財務課、消防本部)

- (1) 県は、大規模災害時に県内外からの広域的な応援が迅速・円滑に受けられ、被災地域における応急活動が効果的に実施できるよう広域的な視点に立った防災拠点のあり方について検討を行うとともに、広域防災活動体制の整備を図る。
- (2) 市および県は、大規模災害時における消防、警察および自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた迅速な活動拠点の決定に備えることとする。
- (3) 市および県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

9 複合災害への対応(危機管理課、財務課、消防本部)

- (1) 市、県および防災関係機関は、複合災害(同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市、県および防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 市、県および防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

[参考資料]

第16章 地震・津波対策関係

第19章 協定・覚書等

第 13 節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、応急救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

主な実施機関：市(危機管理課、けんこう課、消防本部、市立病院)、県、(独)国立病院機構、日本赤十字社香川県支部

1 初期医療体制の整備(危機管理課、けんこう課、消防本部、市立病院)

- (1) 市(けんこう課)は、応急救護所の設置、医療救護班の編成、配置等に関する体制を整備するとともに、市(危機管理課、消防本部)は、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させる。
- (2) 県および関係機関は、市の医療救護活動を応援、補完するため災害派遣医療チーム(DMAT)や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため広域災害・救急・周産期医療情報システムを整備するとともに、実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

2 後方医療体制等の整備(けんこう課)

- (1) 市および県は、応急救護所における医療救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。
- (2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

3 医薬品等の確保(けんこう課)

県は、医療救護班および後方医療機関の行う医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。国、他県等からの支援医薬品等の受入れ、搬送の拠点は、「一次(広域)物資拠点」とする。

市は、応急救護所の開設に必要な備品を備蓄するとともに、協定等により医薬品等の調達、供給、連絡等の体制を整備する。

4 ライフラインの確保(市立病院、民間医療機関)

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域または県外から医療協力を得るため、地域と連携した医療救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、医療救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。

6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制を整備するものとする。

7 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の整備

県は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の整備に努めるものとする。

8 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

9 災害派遣福祉チーム(DWAT)等の整備

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)等の整備に努めるものとする。

[参考資料]

第16章 医療・救護関係

第 1 4 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、総務課、建設課、港湾課)、県、坂出警察署、四国地方整備局、本州四国連絡高速道路(株)、西日本高速道路(株)、高松空港事務所、高松空港(株)

1 緊急輸送路の指定等(危機管理課、建設課、港湾課)

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路(道路、港湾、空港等)を指定するものとする。

市は、県が指定した緊急輸送路の周知に努める。また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。

道路管理者は指定された緊急輸送路を整備するとともに、平常時からその安全性を十分に監視および点検し、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(1) 道路

- ① 第1次輸送確保路線(広域的な輸送に必要な主要幹線道路)
- ② 第2次輸送確保路線(市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路)
- ③ 第3次輸送確保路線(第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路)

(2) 港湾

- ① 防災機能強化港(救助、輸送活動等を行う港湾)(坂出港)
- ② 連絡道路(防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路)

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

2 物資輸送体制の整備(財務課、こども課)

- (1) 県は、一次(広域)物資拠点から、二次(地域)物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。
- (2) 市は、二次(地域)物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備(危機管理課、建設課)

- (1) 道路管理者等および坂出警察署は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (3) 坂出警察署は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について、周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携(危機管理課、財務課)

- (1) 市および県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管・荷捌きおよび輸送に係る協定を締結するなど体制の整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- (2) 市および県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 道路啓開計画の策定

県は、防災関係機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川県道路啓開計画を策定するものとする。

【第1次輸送確保路線】

路線名	区間
四国横断自動車道	東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町、坂出市(坂出JCT～坂出IC)
瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境～坂出IC
国道11号	東かがわ市坂元～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町
国道438号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦
県道高松坂出線	高松市香西北町～坂出市林田町(全線)
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町
県道林田府中線	坂出市林田町～加茂町
県道坂出港線	坂出市寿町～富士見町
県道高松善通寺線	坂出市寿町～常盤町
県道瀬居坂出港線	坂出市西大浜北～番の州町
市道番の州南北幹線	坂出市番の州町～番の州緑町
市道常盤御供所線	坂出市常盤町～御供所町

【第2次輸送確保路線】

路線名	区間
県道高松王越坂出線	高松市亀水町、坂出市江尻町
県道善通寺府中線	丸亀市飯山町、坂出市府中町新宮～府中町石井
県道坂出港線	坂出市久米町、坂出市入船町
県道坂出停車場線	坂出市元町
県道高松善通寺市線	高松市中新町～坂出市寿町、坂出市常盤町～丸亀市原田町
県道綾川府中線	坂出市府中町石井～綾川町滝宮
市道坂出貨物駅前線	坂出市久米町、坂出市室町
市道大浜26号線	坂出市久米町
市道川崎町2号線	坂出市川崎町
市道坂出港海岸線	坂出市入船町
市道府中ダム東1号線	坂出市府中町
町道番ノ州線	宇多津町吉田
町道番ノ州北第3号線	宇多津町吉田

【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田(全線)

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
坂出港	重要港湾	坂出市	西ふ頭地区	→県道瀬居坂出港線→さぬき浜街道

※防災機能強化港(坂出港)から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。

[参考資料]

第9章 交通・輸送関係

第15節 食料、飲料水および生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水および生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、市民課、ふくし課、こども課、かいご課)、県、香川県広域水道企業団、(公社)日本水道協会香川県支部

1 食料の確保(危機管理課、財務課、市民課、ふくし課、こども課、かいご課)

- (1) 市(危機管理課)および県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 市(危機管理課他)および県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄および物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により輸送に支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保(危機管理課、財務課、市民課、ふくし課、こども課、かいご課、都市整備課)

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、給水機器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市(危機管理課)および県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして調達の確保を図る。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

- (3) 市(危機管理課他)および県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して飲料水の備蓄および物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により輸送に支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保(危機管理課、財務課、市民課、ふくし課、こども課、かいご課)

市(危機管理課他)および県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄場所等を確保して毛布、日用品等の備蓄および物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により輸送に支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水(1人1日3リットルを基準とする。)等の家庭用備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料、飲料水および生活用品についてもあわせて準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定(危機管理課、財務課、ふくし課、かいご課、こども課)

- (1) 県は、他県等からの緊急物資等(医薬品等を含む。)の受入、一時保管、仕分けおよび二次(地域)物資拠点への物資輸送等を行うため、一次(広域)物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。なお、一次(広域)物資拠点が利用できない場合等に備え、一次(広域)物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 市(危機管理課他)は、一次(広域)物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分けおよび各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次(地域)物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

【一次(広域)物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	総合コンベンション施設	高松市林町2217-1

【一次(広域)物資拠点支援施設】

番号	事業者(設置者)名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	トラック	丸亀市飯山町西坂元472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜3番丁32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和121-20
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西1578
13	三豊市	道の駅「たからだの 里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上180-6
14	高松市	道の駅「源平の里む れ」	道の駅	高松市牟礼町原631-7

【二次(地域)物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	坂出市	坂出市立体育館	体育館	坂出市入船町2-1-59

[参考資料]

- 第13章 上水道関係
- 第14章 食料品等の備蓄、調達関係
- 第19章 協定・覚書等

第16節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物(以下「文教施設」という。)および設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関：市(教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課)、県

1 学校等における防災対策(教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課)

校長等は、災害に備えて、市または県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。

さらに、指定避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

(3) 洪水、高潮および津波に対する避難経路の確保

洪水、高潮および津波による浸水が想定される地域においては、浸水想定区域外の安全な場所、近隣の高台、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を選定しておく。

(4) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等および教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに、実践的な訓練を行う。

(5) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(6) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに、実践的な訓練を行う。

また、緊急地震速報(高度利用者向け)受信端末を設置するよう努めるとともに、速報を受信した場合に来館者等を守るため、職員等が適切な行動をとれるよう行動マニュアルを定め、訓練を行うよう努める。

2 文教施設・設備の点検、整備(教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課)

市および県は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所または要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の応急的な補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護(文化振興課)

市および県は、文化財の被害の発生および拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、屋内および屋外消火栓設備、貯水槽、防火壁等の防災施設整備を促進する。

第 17 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関：市(かいご課)、坂出市社会福祉協議会、県、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

1 協力体制の確立(かいご課)

- (1) 市および県は、坂出市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。
坂出市社会福祉協議会は、「災害時ボランティア活動マニュアル」を作成し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう体制の確立に努める。
- (2) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、相互に協定を締結する等により、災害ボランティアセンターを運営する者(坂出市社会福祉協議会)との役割分担等を定める。また、災害ボランティアセンターの設置場所は、坂出市福祉会館内とする。ただし、当会館が使用できない場合は、これに代わる場所を確保するものとする。
- (3) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援センターを運営する者(香川県社会福祉協議会)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。

2 ボランティア活動の啓発等(かいご課)

市および県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、防災ボランティアの活動環境として、坂出市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じ推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

- (1) 坂出市社会福祉協議会は、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人および団体を事前登録する。また、必要な研修、訓練を行うよう努めるとともに、ボランティアとしての豊富な活動や知識を有する者の中から、ボランティアコーディネーターを養成し、地域の実情に応じた効果的なボランティア活動につなげるよう努める。
- (2) 日本赤十字社香川県支部は、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人および団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第18節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童等、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施担当：市(危機管理課、総務課、秘書広報課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、都市整備課、学校教育課、消防本部)、消防団、県

1 社会福祉施設等入所者の対策(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)

- (1) 市は、県との連携のもと被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、県が整備した社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- (2) 水害や土砂災害が発生するおそれがある地域の社会福祉施設等の所有者または管理者は、関係法令等に基づき、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難確保計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。

また、災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示や災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- ① 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ② 利用者および従事者等に対して避難経路および指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
 - ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制や、県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。
- (3) 市長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表し作成を促すことができる。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、市長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について十分に説明を行う。
- (4) 市(けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)は、浸水想定区域内ならびに土砂災害警戒区域内にある主として要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な警戒避難が図られるように、洪水予報等ならびに土砂災害に関する情報等の伝達方法を参考資料12-15・16・17に定める。(水防法第15条および土砂災害防止法第8条第2項)

2 在宅の避難行動要支援者の対策（危機管理課、秘書広報課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、都市整備課、消防本部）

- (1) 市は、避難行動要支援者名簿および個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携のもと、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する避難行動要支援者の情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、庁舎に被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- (4) 市は、避難行動要支援者管理システムにより、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等を実施して、被災者支援業務の迅速化・効率化を図る。
- (5) 市は、自宅で生活している者（本人または家族等から避難支援が必要ない旨の申し出があった場合を除く。）であって次のいずれかに該当する者を、避難行動要支援者名簿に記載する。
 - ① 介護保険における要介護認定3以上を受けている者
 - ② 身体障がい者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者
 - ③ 療育手帳AおよびAを所持する知的障がい者
 - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級・2級を所持する者
 - ⑤ 本人または家族等から記載の申し出があった者で、避難行動に支援が必要と認められる者（難病患者、小児慢性特定疾病児童等、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の者、妊産婦、未就学児、日本語に不慣れな外国人など）
 - ⑥ その他、特に市長が避難行動に支援が必要と認めた者
- (6) 市は、市の関係部局が把握している高齢者や障がい者等の情報をもとに、氏名、生年月日、性別、住所または居所、連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し必要な事項を集約し、避難行動要支援者名簿に記載する。
- (7) 市は、少なくとも年に1回以上避難行動要支援者名簿の記載事項を確認し、最新の状況になるように、名簿情報を確認し情報の更新を行うものとする。
- (8) 避難行動要支援者の避難支援は、地域で結成された自治会、自主防災組織等を主体に、市消防本部、坂出警察署、民生委員、坂出市社会福祉協議会、消防団等で協力の得られた者を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行うものとする。

- (9) 市および避難支援等関係者は、健康状態、心身の障がい等に関する情報はセンシティブ情報であることを十分に認識して、個人情報の漏洩等のないように名簿情報を取り扱うものとする。
- (10) 避難支援等関係者は、避難支援にあたっては自らの安全を確保したうえで、避難支援を行うものとし、避難支援の途中であっても周囲の状況から自らの安全が確保できないと判断される場合は、避難支援を中止し自らを守る行動をとらなければならない。
- (11) 市は、消防本部、坂出警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人および避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (12) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をするものとする。
- (13) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (14) 市は、地域の実情に応じた避難行動要支援者避難支援対策を推進するため、個別避難計画を災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行う。なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認等を行う。
- 県は、必要に応じて市町に対して助言、情報提供等の支援を行う。
- (15) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (16) 市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携を図る。
- (17) 県は、難病患者への対応のため、市町との連携を図る。また、県および市は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。
- (18) 県は、市町における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などを提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

3 福祉避難所の指定等(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)

- (1) 市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所(二次避難所)の指定・締結および福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 市は、自主防災組織、自治会および福祉関係者等への災害に関する情報伝達体制を明確にするとともに、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(3) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 高齢者等事前避難対象地域における対策(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)

(1) 市は、大規模地震発生時において、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を高齢者等事前避難対象地域(参考資料12-11)とし、その地域における避難について具体化を図る。

(2) 市は、高齢者等事前避難対象地域内に居住する高齢者や障がい者、乳幼児等、大規模地震発生時に自ら避難することが困難な者や避難に要する時間が長くなる者などの要配慮者を事前避難対象者として把握するとともに避難の体制を整備する。(参考資料12-18)

5 外国人の対策(秘書広報課、市民課)

(1) 市(市民課)は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 市は、指定避難場所の標示板等に外国語を併記するよう努める。

(3) 市(秘書広報課)および県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及、啓発に努める。

(4) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。

6 旅行者の対策(危機管理課、総務課)

市は、旅行者等土地に不慣れな者が災害時に円滑な避難行動がとれるよう自主防災組織および自治会等関係機関と連携し、体制の整備に努める。

また、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるよう努める。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護ならびに食料等の斡旋、市町が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

7 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、市、自主防災組織および自治会等に、あらかじめ安否確認や避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

[参考資料]

第15章 要配慮者関係

第 19 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

また、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

主な実施機関：市(危機管理課、全部局)、消防団、県、防災関係機関

1 防災訓練の実施(危機管理課、関係部局)

- (1) 市、県および国は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (2) 市および県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (3) 市、県および防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を少なくとも年 1 回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策および南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達訓練を含めたものとする。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震および津波の被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材および実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

- (4) 県は、市町が実施する自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して必要な助言と指導を行うものとする。

2 総合訓練(危機管理課、関係部局)

市および県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、自主防災組織や自治会等地域住民、その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報、緊急地震速報への対応
- (2) 水防、消防、救助・救急
- (3) 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開
- (5) 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- (6) 救援物資および緊急物資輸送

3 災害対策本部設置運営訓練(危機管理課、関係部局)

市および県は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行うよう努める。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練(危機管理課、関係部局)

市および県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 水防訓練(農林水産課、建設課、港湾課、消防本部)

市(消防本部)および県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

6 消防訓練(消防本部、消防団)

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

7 避難救助訓練(消防本部、危機管理課、施設所管課)

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市および県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- (2) 市(消防本部)および県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練とあわせて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 市(危機管理課、総務課)は、土砂災害警戒区域等において、自主防災組織や自治会等地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに、避難訓練を行うものとする。
- (4) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため、特に避難について、その施設の整備を図り、各施設の実情に沿った訓練を行うものとする。

8 非常通信連絡訓練(危機管理課、選挙管理委員事務局、監査委員事務局)

市、県および防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、非常通信設備の感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

9 非常招集訓練(全部局)

市、県および防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

10 事故災害訓練(危機管理課、財務課、政策課、港湾課、消防本部)

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

11 土砂災害に対する防災訓練(危機管理課、農林水産課、建設課、関係部局)

近年の土砂災害の実態を踏まえ、市、県、国、防災関係機関および住民が一体となって年に1回以上、情報伝達訓練および避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

12 緊急地震速報受信時を想定した対応訓練(危機管理課、全部局)

市は、緊急地震速報(高度利用者向け)受信端末等を設置し、受信と同時に自動放送できる体制を構築するとともに、緊急地震速報受信時の行動マニュアルを作成し、様々な震度・主要動到達までの時間を想定した対応訓練を行動マニュアルに基づき実施する。

13 自主防災組織等における訓練(危機管理課、消防本部)

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市等の指導のもとに、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるとともに、迅速かつ想定にとらわれずその場でできる最善を尽くすという内容とする。

14 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

また、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、市町と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。

15 要配慮者利用施設の土砂災害および浸水時等の避難訓練

参考資料12・15・16・17に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、土砂災害および浸水時等の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

16 大規模工場等の洪水時の浸水防止活動訓練

参考資料に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

なお、現時点において、浸水想定区域内に大規模工場等はない。

[参考資料]

第10章 地震・津波対策関係

第12章 避難関係

第20節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、自主防災組織、自治会等地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関：市(危機管理課、職員課、公民連携・DX推進課、こども課、産業観光課、建設課、学校教育課、消防本部)、県、警察本部、防災関係機関

1 防災思想の普及(危機管理課、消防本部)

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち食料、飲料水の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市および県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修(危機管理課、消防本部)

市(危機管理課)、県および防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対し、次に掲げる事項について、必要な防災研修を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容およびこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震・津波災害、その他風水害に関する基礎知識、本市における災害発生状況
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- (4) 地震・津波、その他風水害に関する一般的な知識
- (5) 緊急地震速報を受信した場合の職員がとるべき行動に関する知識
- (6) 災害が予想される、または南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、地震、その他災害が発生した時に職員がとるべき具体的行動に関する知識および果たすべき役割(動員体制、任務分担等)
- (7) 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後、地震・津波対策として取り組む必要のある課題
- (9) 地域防災計画等の概要
- (10) その他地震・津波および風水害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発(危機管理課、建設課、消防本部)

- (1) 市および県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容を広く啓発し津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられるよう努める。
- (2) 市および県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (3) 市および県は、住民の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ホームページ、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震・津波発生時に国からの指示が発せられた場合等、災害時等において、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

なお、普及啓発にあたっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行い、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし火災予防運動(3月、11月)、水防月間(5月)、土砂災害防止月間(6月)、県民防災週間(7月)、防災週間(8～9月)、津波防災の日等の予防運動実施時期を中心に開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

<一般的事項>

- ① 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ② 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ③ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容およびこれに基づきとられる措置の内容
- ④ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- ⑤ 地震・津波に関する一般的な知識
- ⑥ 津波注意報・警報・大津波警報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ⑦ 各地域における津波浸水予測地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ⑧ 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ⑩ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ⑪ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策

- ⑫ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害時にとるべき行動
- ⑬ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ⑭ 南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合および地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑮ 正確な情報入手の方法
- ⑯ 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ⑰ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ⑱ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ⑲ 警戒レベル、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ⑳ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなくとる適切な行動
- ㉑ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ㉒ 指定緊急避難場所や指定避難所での行動など避難に関する知識
- ㉓ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所および避難路に関する知識
- ㉔ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ㉕ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ㉖ 避難生活に関する知識
- ㉗ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ㉘ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ㉙ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- ㉚ 自動車へのこまめな満タン給油
- ㉛ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム(災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板サービス等)の活用
- ㉜ 被災体験の伝承(被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。)

＜津波避難行動に関する事項＞

- ① 強い地震(震度4以上)を感じた時、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波の襲来が想定されるため、ただちに海浜・河川・ため池周辺から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。
- ② 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- ③ 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと。
- ④ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ⑤ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと。

＜津波の特性に関する事項＞

- ① 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波は継続する可能性があること。
- ② 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波があること。

＜津波に関する想定・予測の不確実性＞

- ① 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ② 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ③ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること。
- ④ 指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災もありうること。

4 要配慮者等への配慮

- (1) 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
- (2) 市、県および国は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

5 学校における防災教育(こども課、学校教育課)

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて、災害が発生したまたは発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避および安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、緊急地震速報受信時または地震・津波発生時、その他災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

6 自動車運転手等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転手がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

7 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発(消防本部)

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

8 企業防災の促進(危機管理課、産業観光課、消防本部)

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国および地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市および県、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ホームページ、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、事業を継続するための取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

市および商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、市および県は、企業の防災にかかる取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討する。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業などの不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 災害情報の提供等(危機管理課、公民連携・DX推進課)

市および県は、災害状況を記録し、公表する。

市は、県の支援を受け、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するとともに、災害予測を示した地図を作成し住民に周知する。

10 災害教訓の伝承(危機管理課)

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市および県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

[参考資料]

第2章 災害に関する記録等

第3章 被害想定図等

第12章 避難関係

第21節 自主防災組織等育成計画

災害時における被害の拡大の防止または軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の充実強化などに努めるとともに、事業所等においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。

また、一定の地区内の住民および事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。

特に、津波による浸水が予測される自治会等を重点に、自主防災組織の活動カバー率の向上や消防団等との連携強化による活動の活性化などを推進する。

これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関：市(危機管理課、消防本部)、県

1 地域住民の自主防災組織(危機管理課)

- (1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市は、県の支援を受け、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。

また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

- (2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ① 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の自治会等をはじめ各種防火団体、婦人団体、青年団体等を活用して編成する。
- ② 防災に関する多様な視点からの意見聴取等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ③ 津波浸水想定のある区域内にある地区、土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

- (3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりであり、防災対策に取り組むにあたっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

<平常時の活動>

- ① 平常時の備えおよび災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容およびこれに基づきとられる措置の内容

イ 災害が発生する危険性が高い場所およびその場所の危険度の確認

ウ 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路および方法等の確認

- エ 警戒レベル、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議
- オ 災害予測地図(ハザードマップ)等の作成および地図の内容の住民への周知
- カ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制の整備
- キ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成および周知
- ク 地域住民の防災意識の啓発、高揚および地域防災力の向上を図るための研修等の実施
- ② 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ③ 初期消火用資機材等の防災資機材および応急手当用医薬品の整備点検
- ④ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ⑤ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

＜災害時の活動＞

- ① 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ② 集団避難の実施、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ③ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等(消防本部)

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、および業務を継続するため、防災対策の責任者および災害が発生し、または発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等をあらかじめ定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、市および県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、または管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、自主防災組織および自治会等地域住民に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所および地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の充実強化(消防本部)

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助・救急活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市および県は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

4 住民および事業者による地区内の防災活動の推進(危機管理課)

- (1) 市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

[参考資料]

第1章 条例・要綱等

第7章 消防・水防関係

第22節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に、動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、平常時から県、市や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等関係機関と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援および被災動物の救護体制を整備する。

主な実施機関：市(けんこう課)、県、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 被災動物避難対策(飼い主の役割)

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時の逸走動物を所有者のもとに帰すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。

2 特定動物対策(けんこう課)

特定動物(危険な動物)の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策(けんこう課)

県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市は、指定避難所での混乱を避けるため、また、被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定やその受入方法等についての、住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

動物の飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所運営に協力するよう努める。また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、指定避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。

4 被災動物救護活動対策(けんこう課)

県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関および動物愛護団体等と協力して被災動物の救護活動体制を整備し整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等できるよう協力、支援する。

また、県は、市(けんこう課)と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供体制を整備する。

第23節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、または移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関：市（危機管理課、秘書広報課、産業観光課、指定避難所担当課）、県（危機管理課、観光振興課）

1 市民への啓発（危機管理課）

市および県は、市民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発（危機管理課、産業観光課）

市および県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供（危機管理課、指定避難所担当課）

市は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備（危機管理課、秘書広報課）

市および県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援（危機管理課）

市および県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援（危機管理課）

市および県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策（危機管理課、産業観光課）

- (1) 市および県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、県の支援を受け、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。
- (3) 市および県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

第 2 4 節 防災士等運用体制整備計画

坂出市在住の防災士および消防、警察、自衛隊等の退職者など過去に災害派遣活動の従事経験があり、防災危機管理の知識を有する者の位置付け、市および自主防災組織等が実施する防災訓練等への協力支援活動を明らかにするとともに、坂出市の防災指導層を積極的に養成・活用し、地域防災力の向上に資する。

主な実施機関 市(危機管理課)

1 防災士の位置付けおよび支援協力活動

(1) 位置付け

特定非営利活動法人日本防災士機構より、防災士として認証されている者で、かつ過去に災害派遣活動の従事経験があり、防災危機管理の知識があると市長が認めた者を市認定の防災指導員として委嘱する。

(2) 支援協力活動

- ① 市が作成検討する各種防災計画、防災対策に関する会議等での意見提供
- ② 市が計画実施する防災訓練等への協力
- ③ 自主防災組織等が計画実施する訓練、組織活性化施策等への指導援助
- ④ 災害発生時の情報収集・伝達、人命救助、復旧活動等各種防災対策への協力
- ⑤ その他市長が特に協力支援が必要と認める活動

2 防災士資格取得補助制度による防災士の養成(危機管理課)

防災士資格取得補助制度の活用などにより防災士を養成する。

- (1) 補助対象者は、市内在住の防災士で自主防災組織、自治会等の地域団体から防災リーダーとして推薦される者で、市の防災力向上のための活動を行う意思のあるものとする。

- (2) 補助金の交付対象経費は次の経費とする。

- ① 日本防災士機構が認証した研修機関による研修講座の受講料(教本代含む)
- ② 防災士資格取得試験受験料および防災士認証登録申請料

- (3) 市、自主防災組織等が実施する防災対策への支援協力活動に対する誓約書を提出する。

- (4) 本制度を利用して取得した防災士については、過去の防災活動の従事経験や知識等を勘案して市長が防災危機管理の知識があると認めた者を認定し、防災指導員として委嘱する。

ただし、防災活動未経験者は、取得後 3 年を認定の基準とする。

3 消防・警察・自衛隊等退職者等の活用(危機管理課)

- (1) 消防・警察・自衛隊等の現職者・退職者で、防災士と相当の知識と経験を有するもので、地域での防災活動を行うものを防災指導員として、市長が認定し委嘱する。

- (2) 活動内容については、上記の防災士の支援協力活動に準ずる。

第25節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模災害発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう業務継続計画（BCP）の策定の推進を図る。特に、市においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

主な実施機関 市(危機管理課、全部局)、県(危機管理課、経営支援課、技術企画課、病院局県立病院課)

1 県の業務継続計画

- (1) 県は、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するため、あらかじめ非常時優先業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。また、計画の実効性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。
- (2) 県は、災害への応急対策業務の中心的役割を担う本庁(警察本部を除く。)および防災拠点施設を対象に、「香川県庁業務継続計画(震災対策編)」および「香川県防災拠点施設業務継続計画(震災対策編)」を策定している。今後は、その他の業務継続計画の策定を必要とする施設についても計画の策定に取り組むものとする。

2 市の業務継続計画(危機管理課、全部局)

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体および財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画により、業務継続性の確保を図るものとする。また、計画の実効性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。

3 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響をおよぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、県および市町は事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定および実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

4 地域継続計画の推奨

県は、香川大学、国、市町、民間企業およびその他団体等と連携し、大規模かつ広域的な災害発生時においても、地域機能を継続するための地域継続計画(DCP)の策定・検討およびその普及について、積極的に推進するよう努めるものとする。

第3章

災害応急対策計画

第1節 広域的応援計画

災害時において、本市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、職員課、消防本部、他関係部局)、県、防災関係機関

1 県の応援要請等

(1) 市町に対する応援要請等

① 県は、市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町に対して他の市町を応援するよう要請等を行う。

また、県内全市町間の応援協定に基づき、被災市町から他の市町への応援の要請の依頼があった場合、または被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、必要な調整を行ったうえで、被災市町を応援するよう他の市町に対して要請する。

② 県は、県内の市町等における必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況を把握し、市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむ得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置を講じる。また、県は、県内の市町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等の措置を講じる。

③ 県は、災害時に被災により、市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町が実施すべき応急措置の全部または一部を市町に代わって実施する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

県は、災害時において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県に対して、応援(職員派遣を含む。)を要請する。また、あらかじめ締結している応援協定の活用を図る。

(3) 国に対する応援要請等

① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認められる場合、国に対して、「応急対策職員派遣制度」により、他の都道府県等が県または市町を応援することを求めるよう要請する。

② 県は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、国に対して他都道府県、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 指定行政機関等に対する応援要請等

① 県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関または指定地方公共機関に対して、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。

② 県は、災害時において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関に対して、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

③ 県は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関または指定地方行政機関に対して当該機関の職員の派遣を要請する。

(5) 民間団体等に対する協力要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対して協力を要請する。

2 市の応援要請等(危機管理課、財務課、職員課、他関係部局)

(1) 他市町に対する応援要請

市は、災害時において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援(職員派遣を含む。)を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い災害応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。(災対法第67条(応援要請)、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項(職員の派遣))

(2) 県に対する応援要請等

① 市は、災害時において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援(職員派遣を含む。)を求め、または災害応急対策の実施を要請する。(災対法第68条(応援要請)、地方自治法第252条の17第1項(職員の派遣))

② 市は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。(災対法第30条(職員派遣の斡旋要求))

③ 市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。(災対法第29条第2項(職員の派遣の要請)、地方自治法第252条の17第1項(職員の派遣))

(4) 民間団体等に対する要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

3 消防機関の応援要請(消防本部)

市は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請(消防本部)

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

市長は、大規模災害または特殊災害が発生し、災害の状況ならびに市および香川県内の消防力を考慮して大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県に対して応援要請を行う。

なお、県と連絡がとれない場合は、消防庁に対し直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告する。

また、市長はあわせて代表消防機関(高松市消防局)に応援要請を行った旨を連絡する。被害の状況等、第1報では充分連絡できない情報または応援部隊の変更等があれば、同様式により速やかに追加または変更として連絡する。

なお、書面による要請の暇がない場合は、口頭による要請とし、事後、書面にて要請を行う。

① 応援要請第一報時に必要な情報

ア 災害発生日時

- イ 災害発生場所
- ウ 災害の種別・状況
- エ 人的・物的被害の状況(推定・予測)
- オ 応援要請日時および応援要請者職氏名
- カ 必要な部隊種別
- キ その他の参考事項(添付書類)
(気温、積雪などの気象情報、それによるチェーン装着、防寒着等の装備の必要性等)

② 明らかになり次第、追加的に連絡を要する情報

- ア 応援部隊の隊数・資機材
- イ 応援の内容
- ウ 現地指揮本部の連絡先
- エ その他の参考事項

(2) 消防庁に対する応援要請

- ① 県は、被災市町から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況および県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- ② 県は、被災市町からの応援要請がない場合であっても、代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- ③ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)および被災市町に対して通知するものとする。
- ④ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)および被災市町に対して通知するものとする。

(3) 被害状況等の報告

被災市町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかに、その内容を消防庁に対して報告するものとする。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務
- ④ その他必要な情報

(4) 消防庁連絡先

応急対策室		宿直室(夜間休日)	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

5 警察本部の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁または他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

6 坂出海上保安署の対応

坂出海上保安署は、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域におよび、またはおよぶおそれがある場合は、備讃海域排出油等防除協議会連合会を通じ、他の地区協議会に情報を通知し、防除活動の連携を推進する。

7 応援受入体制の確保(危機管理課、財務課、職員課)

応援等を要請した市、県等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、県は「広域航空応援受援マニュアル」に基づき受入体制を整備する。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

8 他都道府県等への応援(危機管理課、職員課、関係部局)

(1) 相互応援協定に基づく応援

市、県等は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(2) 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県は、応急対策職員派遣制度に関する要綱(令和3年5月20日改定)に基づき、国(総務省)から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁および都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部および保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行うものとする。

(4) 応援時の留意事項

市および県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、被災市町村等は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

9 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請

大規模自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。

緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

[参考資料]

第10章 地震・津波対策関係

第19章 協定・覚書関係

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命または財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課)、県、自衛隊

1 災害派遣要請の手続等(危機管理課)

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後、速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況および派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域および活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

- (3) 県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を第14旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

① 香川県連絡先

	電 話	F A X
N T T回線	087-832-3183、3200、3241	0877-831-8811
地域衛星通信ネットワーク※1	7-037-200-001	7-037-200-003
地域衛星通信ネットワーク※2	037-200-001	037-200-003

② 陸上自衛隊第14旅団 3 部連絡先

	電 話	F A X
N T T回線	0877-62-2311	0877-62-2311(内線切替)
地域衛星通信ネットワーク※1	7-037-466-001	7-037-466-002
地域衛星通信ネットワーク※2	037-466-001	037-466-002

※1 本庁の全ての一般内線電話によりかけられます。

※2 本庁・出先を問わず、すべての防災行政無線衛星電話によりかけられます。

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

- ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市町、警察等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

なお、上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎、その他の防衛省の施設、またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命および財産の保護のため、市、県および防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
- (6) 道路または水路の啓開
道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)
- (7) 応急医療、救護および防疫
被災者に対して、応急医療、救護および防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
- (8) 人員および物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救助活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食および給水
被災者に対して、給食および給水を行う。
- (10) 入浴支援
被災者に対して、入浴の支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付しまたは譲与する。

(13) 危険物の保安および除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を行う。

(14) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入(危機管理課、財務課)

(1) 市が派遣を受けるときは、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。

- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
- ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 集結地(宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、市本部またはその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保する。

(2) 県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣を受ける市町に受入体制を準備させ、また必要に応じて職員を派遣し、派遣部隊および市町相互間の連絡にあたりるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

5 撤収要請(危機管理課)

市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、県に対して派遣部隊の撤収の要請を要求する。

6 経費の負担(財務課)

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合またはその他必要経費が生じた場合は、その都度、協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営および救援活動に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (3) 派遣部隊の宿営および救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

第3節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

主な実施機関：市(危機管理課、総務課、出張所、政策課、公民連携・DX推進課、税務課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、建設課、消防本部、他関係部局)、消防団、県、警察本部、防災関係機関

1 情報の収集伝達(危機管理課、総務課、出張所、税務課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、建設課、消防本部、他関係部局)

(1) 被害規模の早期把握のための活動

① 市および県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

② 市の情報収集・伝達

ア 市は、税務班、関係各班、消防団等の巡視活動、住民からの通報を通じ、事務局にて被害状況を把握するとともに、119番通報の状況等の情報を収集する。

また、周囲の状況等から被害が予想される地域からの情報がない場合は、特に被害が甚大で通報等が極めて困難な状況になっている可能性があることから、調査にあたる者の生命、身体に危険が及ばない範囲で重点的に調査を行う。

イ 指定避難所に常駐する職員は、避難者から被害の情報を入手したときは、ただちに情報班に被害情報を伝達する。なお、通信規制等により通常の電話が使えない場合は、防災行政無線や災害時優先電話の使用、また携帯電話のメールは通話に比べ通信規制の対象となりにくいため、自身の携帯電話からメールを発信し、仲介者(災害時優先電話保有施設勤務者等)を介す等の方法により事務局に情報が届くよう努める。

ウ 市は、指定避難所における避難者からの聞き取り、および医療機関への依頼、防災関係機関・住民等からの通報その他の方法により住民の安否情報を収集する。

エ 被災した住民が多数の場合は、「安否情報システム業務規程」(令和3年4月消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室)に基づき、安否情報システム利用開始を県を通じて消防庁に申請する。県を通じ消防庁より利用開始申請の受理が通知された後、安否情報システムを利用し国民等に対して安否情報の提供を行う。

③ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

④ 警察本部は、県警ヘリコプターのヘリテレ等により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。

⑤ 自治会、自主防災組織等は、自ら収集した被害情報を市に通報するよう努める。ただし、情報の収集は、組織員の生命、身体に危険が及ばない範囲で行い、通報は安全な場所から行うこととする。特に、洪水警戒時の河川や高潮警戒時、津波警報発表時の海岸および河口付近等の危険な場所には近寄らないこととする。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

① 市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況、火災、津波、土砂

災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県へ報告する。

夜間、休日等に第3次配備に該当する地震が発生した場合は、「坂出市地震発生時非常参集マニュアル」に定められた参集方法に基づき、参集途上にて被害情報を収集し、参集場所(各課、各出張所)に被害情報を報告する。報告を受けた参集場所の管理者(各課長、各出張所長)は、被害情報を取りまとめたうえで、口頭、電話(災害時優先電話含む。)等により情報班に被害状況を報告し、事務局にて把握できた範囲からただちに県へ報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後、速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、市域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況をただちに消防庁および県に報告する。

なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸および政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

- ③ 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを県および警察庁に連絡する。

- ④ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、ただちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- ⑤ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

- ⑥ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

- ⑦ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて、県および孤立集落が属する市町に連絡するものとする。また、県および孤立集落が属する市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

- ⑧ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

- (3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市、県および防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市は、被害状況、応急対策活動状況、市本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

なお、県は、市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための県職員の派遣、ヘリコプター等の機

材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。

- ② 県は、市町からの情報、防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じて詳細な被害情報、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。
- ③ 市、県および防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 県等に対する報告(危機管理課、消防本部)

(1) 被害状況等の報告

災対法第53条第1項に基づき、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに災害の状況およびこれに対して執られた措置の概要を県に報告するものとする。報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、災害の発生およびその経過に応じて逐次行うものとし、応急措置が完了した後20日以内に最終の報告を行うものとする。

(2) 報告の方法

- ① (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付消防災第267号)および「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日付消防第246号)により消防庁(県経由)への報告と一体的に行う。

- ② 市は、報告すべき災害等を覚知したとき、県に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(3) 火災・災害等の即報

① 即報基準

「火災・災害等即報要領」により、火災・災害およびその他の事故で、即報基準に該当するもの(該当するおそれがある場合も含む。)について県に報告する。県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとし、県と連絡が取れるようになった後は県に報告する。

② 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は県に行くことが原則であるが、「火災・災害等即報要領」に定められた即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模(直接即報基準)以上のものを覚知した場合(該当するおそれがある場合も含む。)は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

この場合において、消防庁から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

ア 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- (ア) 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- (イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (ウ) 危険物等に係る事故・原子力災害等

イ 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者および負傷者が15人以上発生し、または発生するおそれがある列車、航空機、船舶の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャックおよびテロ等による救急・救助事故等

ウ 武力攻撃災害即報に該当するもの

エ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- (ア) 地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (イ) 津波、風水害のうち、死者または行方不明者が生じたもの等

(4) 災害に関する報告

消防組織法第40条に基づき、消防庁が求める報告のうち、災害に関しては「災害報告取扱要領」により、市は、把握した被害状況等について必要な事項を県に報告する。

なお、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

① 報告すべき災害

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 市が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が当初は軽微であっても2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害は当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの。

キ 災害の状況およびそれがおよぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

② 報告の種類、期日等

報告の種類	提出期限	様式
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式
災害中間年報	12月20日	第2号様式
災害年報	4月30日	第3号様式

③ 香川県連絡先

危機管理課	電話	ファックス
NTT回線	087-832-3242、3243	087-831-8811

3 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定(建設課)

市は、危険度判定の実施に際しては、実施本部を設置し、判定業務を統括する。

危険度判定は、判定士の資格を有する職員が行うが、判定士の資格を有する職員が不足している場合は、派遣を希望する人数、提供を希望する資機材等を明らかにし県に支援を要請する。

4 被害の認定(税務課)

市は、被災証明、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知)で示された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

[参考資料]

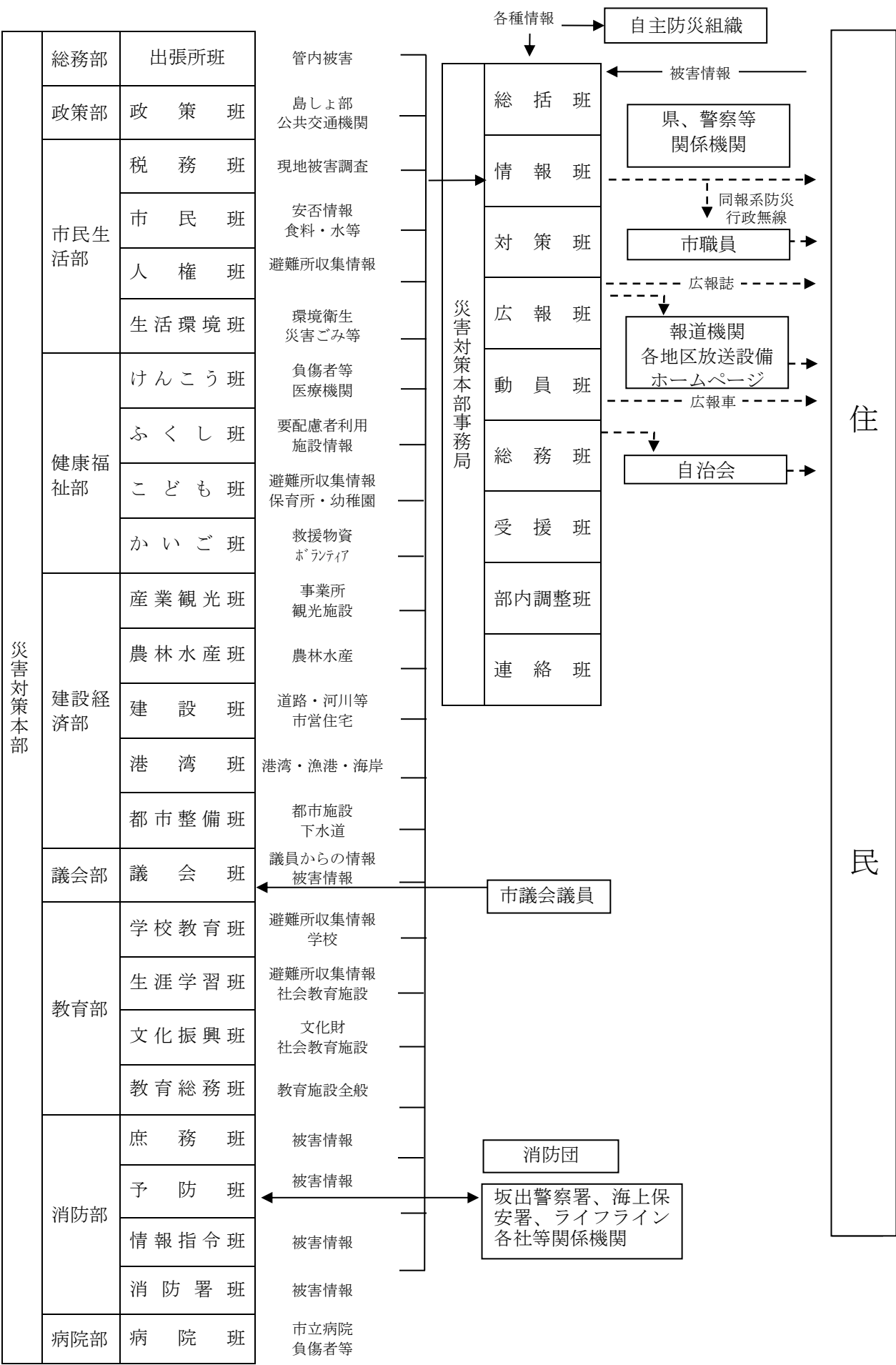
第7章 消防・水防関係

第8章 通信施設関係

第10章 地震・津波対策関係

災害に係る住家の被害認定基準運用指針 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

【被害状況等情報収集伝達系統図】



第4節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧および代替通信手段の確保に努める。

主な実施担当：市(危機管理課、財務課、出張所、秘書広報課、消防本部)、県、防災関係機関

1 災害時の通信連絡

市、県および防災関係機関相互の連絡は、一般加入電話のほか、災害時優先電話、市防災行政無線、消防防災無線、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

(1) 市防災行政無線の運用(危機管理課、消防本部)

市は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 移動系防災行政無線の整備

市は、災害情報収集、災害現場派遣職員との通信連絡、一般加入電話が輻輳(ふくそう)したときの出先機関および指定避難所等との相互通信等、職員の通信手段を確保するため、本庁、指定避難所、出先機関および公用車等において、簡単な操作にて全体、課ごとのグループおよび個別の通信が可能な移動系防災行政無線の定期的な点検および整備に努める。

② 同報系防災行政無線の整備

市(危機管理課)は、災害が発生するおそれがある場合、また災害が発生した場合等、戸別受信機を含む同報系防災行政無線等を活用し、住民等への避難情報等を迅速に一斉伝達する。また、住民等への情報提供を適切に実施するため、定時放送等により、無線設備の状況を点検する。

③ 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況を把握するとともに障害が発生し通信不能になった施設については、ただちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常用電源装置からの電力供給に切り替えることが可能な体制の整備を実施する。

(2) 県防災行政無線の運用(危機管理課)

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講ずる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、ただちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常用電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料(軽油)確保の措置をとる。

② 通信回線の確保

ア 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県庁統制局への発着信規制を行う。

イ 直通回線の設定

必要に応じ、市町または出先機関との間に直通電話を開設する。

③ 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、陸上移動系無線を使用する。

(3) 県防災情報システムの運用

市、県および防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(4) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用(危機管理課、財務課)

市は、災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめN T T西日本(株)香川支店に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用し、相互にまたは関係機関と通信を行う。

② 孤立防止用衛星電話装置の利用(危機管理課、出張所)

市および県は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、N T T西日本(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図るものとする。

(5) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき、または困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(6) 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき、または利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、市と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、通信手段を確保する。

(7) 災害対策用移動通信機器の利用

市、県および復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき、または困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、衛星インターネット、公共安全モバイルシステムなど)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(8) 災害対策用移動電源車の利用

市、県および復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき、または困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(9) アマチュア無線の活用(危機管理課)

市および県は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(10) 放送の要請(秘書広報課)

市および県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

(11) 情報の収集

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(12) 多様な緊急通報手段

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 通信施設の応急復旧(危機管理課、消防本部)

市は、市防災行政無線等の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

3 最新の情報通信関連技術の導入

市および県は、被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

[参考資料]

第8章 通信施設関係

第5節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、市、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

自主防災組織、自治会等地域住民および事業者は、市、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、職員課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、各出張所、秘書広報課、政策課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部、関係部局)、県、防災関係機関

1 被災者等への広報活動

(1) 市の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

- ア 市本部の設置状況および応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況(人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等)
- ウ 二次災害の危険性に関する情報
- エ 安否情報(死者・安否不明者の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む)
- オ 道路交通、交通機関に関する事項
- カ 民心の安定に関する事項
- キ 防災関係機関の防災体制および応急対策の実施状況
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ 警戒レベル、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保、南海トラフ地震臨時情報、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示および指定避難所開設状況等
- コ 医療機関および応急救護所開設状況
- サ 給食、給水等実施状況
- シ 電気、ガス、水道等ライフラインの供給状況
- ス スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活関連情報
- セ 一般的な住民生活に関する情報
- ソ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者について十分配慮するよう努める。

- ア ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報(秘書広報課)
- イ インターネット(ホームページ・ソーシャルメディア等)の活用による広報(秘書広報課)
- ウ 広報誌、貼り紙等の配布および掲示(秘書広報課)
- エ 出張所、公共施設での配布および掲示(施設管理者)

- オ 広報車による広報(職員課)
- カ 各地区放送設備(島しょ部、王越出張所)による広報(秘書広報課)
- キ 指定避難所担当職員による指定避難所での広報(こども課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、政策課、総務課、人権課)
- ク 福祉避難所を通じての広報(けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)
- ケ 自主防災組織、自治会等を通じての連絡(危機管理課、総務課)
- コ 県防災情報システムによるメール配信(危機管理課)
- サ 戸別受信機を含む同報系防災行政無線による広報(危機管理課)
- シ 災害情報共有システム(Lアラート)による情報配信(危機管理課)

(2) 県の広報活動

① 広報事項

- ア 災害対策本部の設置状況および応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況(人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等)
- ウ 二次災害の危険性に関する情報
- エ 安否情報(死者・安否不明者の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む)
- オ 道路交通、交通機関に関する事項
- カ 民心の安定に関する事項
- キ 防災関係機関の防災体制および応急対策の実施状況
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ その他必要な事項

② 広報手段

- ア 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報(情報および資料を提供し、協力を要請。)
- イ ヘリコプター、広報車等による広報
- ウ 広報誌、ポスター等の配布および掲示
- エ インターネット(ホームページ、ソーシャルメディアなど)の活用による広報
- オ Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信
- カ 防災アプリ
- キ その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対し、住民等への情報提供を依頼する。

(3) 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 国民への広報活動(秘書広報課)

市、県および防災関係機関等は、相互に情報交換を行い、被害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱等、国民の必要とする情報について、報道機関等の協力を得て、積極的に広報活動を行うものとする。

3 広聴活動(選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、各出張所)

市、県および防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、県および市は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障をおよぼさない範囲で回答するよう努める。

[参考資料]

第8章 通信施設関係

第6節 災害救助法適用計画

知事は、災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関：市(市民課、生活環境課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、学校教育課、消防本部、市立病院他関係部局)、県

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家が滅失した世帯(全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。)の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅰ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数	備 考
5,000人未満	30世帯	
5,000人以上 ～ 15,000人 "	40世帯	
15,000人 " ～ 30,000人 "	50世帯	
30,000人 " ～ 50,000人 "	60世帯	
50,000人 " ～ 100,000人 "	80世帯	坂出市該当
100,000人 " ～ 300,000人 "	100世帯	
300,000人 "	150世帯	

- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上(香川県の人口が100万人未満のため)であつて、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅱ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数	備 考
5,000人未満	15世帯	
5,000人以上 ～ 15,000人 "	20世帯	
15,000人 " ～ 30,000人 "	25世帯	
30,000人 " ～ 50,000人 "	30世帯	
50,000人 " ～ 100,000人 "	40世帯	坂出市該当
100,000人 " ～ 300,000人 "	50世帯	
300,000人 "	75世帯	

- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上(本県の人口が100万人未満のため)であつて、当該市町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続(ふくし課)

- (1) 市は、被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、ただちに災害発生の日時および場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置および今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて法の適用を要請するものとする。
- (2) 県は、市からの報告または要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、ただちに救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を市において実施するよう通知する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。
- (4) 市は、災害救助法の適用にかかる災害報告(災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ行うものとする。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市町長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

① 災害救助法第4条に規定する救助の種類は次のとおりである。

- ア 避難所および応急仮設住宅の供与(ふくし課、建設課)
- イ 炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給(市民課、ふくし課、かいご課)
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与(こども課、ふくし課、かいご課)
- エ 医療および助産(けんこう課、市立病院)
- オ 被災者の救出(消防本部、他関係部局)
- カ 被災した住宅の応急修理(建設課、他関係部局)
- キ 学用品の給与(学校教育課)
- ク 埋葬(けんこう課、生活環境課)
- ケ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

② 災害救助法施行令第2条で定めるものは次のとおりである。

- ア 死体の捜索および処理(消防本部、市立病院、他関係部局)
- イ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害をおよぼしているものの除去(建設課、他関係部局)

(2) 救助の程度、方法および期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法および期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、市の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法および期間を定める。

(3) 救助に必要な物資の供給等

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

4 救助の補助

上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

[参考資料]

第18章 被災者支援関係

第7節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

主な実施機関：市(けんこう課、市立病院、消防本部、他関係部局 ※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。)、県、警察本部、坂出海上保安署、自衛隊

1 市の活動(けんこう課、市立病院、消防本部、他関係部局)

- (1) 市は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 市は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町などに救出、救助または救急の実施、これに要する要員および資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、市の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救急救助活動に関し、防災ヘリコプターやドクターヘリを効果的に運用する。
- (2) 県は、市から要請のあったとき、または緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。

3 警察本部の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出または救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に災害現場を管轄する警察署に機動隊等を出動させ、救出および救助活動等にあたらせる。

4 坂出海上保安署の活動

- (1) 津波によって海上に流された者や生死不明の者について、関係機関と協力して、巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助、消火活動等を行う。
- (3) 市または関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとし、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

6 自主防災組織、自治会等地域住民、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、ただちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険がおよばない範囲で救助活動にあたるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

7 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

[参考資料]

第19章 協定・覚書等

第8節 医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、けんこう課、港湾課、市立病院、消防本部 ※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。)、県、(独)国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊

1 現地医療体制(けんこう課、市立病院)

(1) 医療救護班の派遣

- ① 市は、医療救護が必要と認めたときは、坂出市医師会、市内の医療機関等の協力を得て医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- ② 市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合、または市町から応援要請があった場合は、DMAT指定医療機関、DPAT登録医療機関、災害支援ナース協定締結施設、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院および関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害支援ナース、香川県医師会災害医療チーム(JMAT香川)、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県および日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言および支援を行うものとする。
- ④ 派遣要請等を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 県は、他県のDMAT等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMAT参集については空路参集を考慮する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言および支援を行うものとする。
- ⑥ 県は、DMATの活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県災害リハビリテーション支援協会(香川JRAT)、香川県栄養士会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言および支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

(2) 応急救護所の設置(けんこう課)

- ① 市は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者および中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認および死体の検案

- カ 医療救護活動の記録および市災害対策本部への措置状況等の報告
- キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入および処置、軽症者の処置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録および市災害対策本部への措置状況等の報告
 - ク その他必要な事項

(2) 広域救護病院の医療救護(市立病院)

- ① 市は、市立病院において医療救護活動を行う。
- ② 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言および支援を行うものとする。
- ③ 広域救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の受入および処置
 - ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入および処置
 - エ 広域医療救護班の派遣
 - オ 県内医療搬送の支援
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録ならびに市災害対策本部および県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告
 - ク その他必要な事項

3 保健医療福祉活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、情報の整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言および支援を行うものとする。

4 傷病者の搬送(危機管理課、財務課、港湾課、消防本部)

重症患者の後方医療機関(必要に応じ、県外の医療機関)への搬送は、原則として消防本部が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合または緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市または医療救護班が確保した車両・船舶により搬送する。(財務課、港湾課)
- (2) 県に対して、ドクターヘリまたは防災ヘリコプターによる搬送を要請する。(消防本部)
- (3) 県を通じて、自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。(危機管理課)

- (4) 坂出海上保安署に対し、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。(危機管理課)
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。(財務課、港湾課)

5 医薬品および救護資機材の確保

- (1) 救護所での確保(けんこう課、市立病院)
 - ① 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
 なお、医薬品等に不足が生じたときは、県に調達または斡旋を要請するものとする。
 - ② 県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等および香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。
 また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対し協力を要請するものとする。
- (2) 県下全域での確保
 - ① 県は、災害発生後、速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所および公的医療機関の被災状況ならびに不足するおそれのある医薬品および救護用資機材の品目とその保有数量を把握する。
 - ② 県は、災害時における医薬品等を確保するため、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部および香川県医療機器販売業協会に対し、救護病院等で使用する医薬品等の供給について、また、香川県医薬品小売商業組合に対し、一般用医薬品の供給について、協力を要請する。

6 輸血用血液の確保

- (1) 血液の確保体制
 - ① 県は、災害発生後、速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況および血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。
 - ② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、血液を供給する。
 また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- (2) 血液の輸送
 - ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。
 - ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

市、県および医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

[参考資料]

第16章 医療・救護関係

第9節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国または県が市町に対して行う食料、飲料水および生活必需品等に係る供給については、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、建設課、港湾課、都市整備課)、県、坂出警察署、自衛隊、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松空港(株)、坂出海上保安署、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急および救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者および被災者

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保(危機管理課、財務課、港湾課)

- (1) 市、県および防災関係機関は、自ら保有し、または直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し、緊急輸送を実施するものとする。

なお、市は自ら利用する車両等が不足する場合、次の方法により車両等を確保するものとする。

- ① 香川県トラック協会坂出支部等への協力要請
- ② レンタカー等による車両の借り上げ
- ③ 県または他市町への協力要請

- (2) 県は、自ら利用する車両等が不足する場合、または市町等から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保するものとする。

- ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等への協力要請

- ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請
- ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請
- ④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- (3) 四国運輸局は、必要に応じ、または県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者および鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。なお、自動車運送事業者に係るものにあつては、香川運輸支局を通じて措置する。
- (4) 高松空港事務所は、必要に応じ、または県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。
- (5) 坂出海上保安署は、必要に応じ、または県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船艇船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- (6) 自衛隊は、必要に応じ、または県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

3 緊急輸送路の確保(危機管理課、財務課、建設課、港湾課)

- (1) 市および防災関係機関は、県の行う主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報の把握に協力する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察および道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、被害状況の把握、選定された緊急輸送路等の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両等の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保(危機管理課、財務課、港湾課、都市整備課)

市および県は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次(広域)物資拠点等を、市は二次(地域)物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。さらに、県は一次(広域)物資拠点等の、市は二次(地域)物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離着陸場の情報管理を行うものとする。

さらに、防災機能強化港の耐震強化岸壁の周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に努める。

[参考資料]

第9章 交通・輸送関係

第10節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、総務課、政策課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部)、県、坂出警察署、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松空港(株)、坂出海上保安署、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)

1 陸上交通の確保(危機管理課、財務課、総務課、政策課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部)

(1) 市のとるべき措置

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、その道路施設の管理者が市長以外の場合は、その管理者に通報し、管理者が規制をする暇がない場合は、ただちに警察署長に通報して道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく規制を実施し、避難の指示や警戒区域を設定して立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合、できる限り速やかに道路管理者または警察機関に連絡し、正規の規制を行うものとする。

(2) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(3) 道路交通規制等

坂出警察署は、災害が発生した場合、危険防止または災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、ただちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。(※風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。)

なお、県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間および避難路として使用が予定されている区間について、交通規制の内容を広域的な整合性に配慮しながら、あらかじめ計画し周知するものとする。また、必要に応じ隣接する県の公安委員会と連絡調整を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

また、道路管理者、港湾管理者または漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。)等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

県は、警察および道路管理者等と調整のうえ、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

① 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路および緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止または制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止または制限する。

② 交通規制のための措置

ア 坂出警察署は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 坂出警察署は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 坂出警察署は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して、車両の移動等の措置命令を行う。

エ 坂出警察署は、交通規制にあたっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止および混雑緩和のための措置を講ずる。

④ 降雪予測等による通行規制予告

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

⑤ 交通マネジメント

四国地方整備局香川河川国道事務所は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動および日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメントおよび交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、香川県渋滞対策協議会を開催する。

県は、市町の要請があったとき、または自ら必要と認めたときは、四国地方整備局香川河川国道事務所に香川県渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

(4) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省または農林水産省等に報告するほか、道路啓開等(路面変状の補修や迂回路の整備および雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努める。

① 路上の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備および雪害における除雪を含む。)について、道路管理者等、警察、消防および自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運

転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

- ③ 県は、道路管理者等である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- (5) 車両の運転者のとるべき措置
 - ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
 - ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
 - ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、または駐車する。
- (6) 緊急通行車両の確認
 - ① 県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域または道路区間で緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限した場合、県または県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。
この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して緊急通行車両の標章および証明書を交付する。
 - ② 県または県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ災害応急対策用として申出があった車両について、災害発生前においても緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章および証明書を交付する。

2 海上交通の安全確保(港湾課)

- (1) 情報収集

市および坂出海上保安署等防災関係機関は、県に対し、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の提供を行う。
- (2) 海上の障害物除去等
 - ① 港湾管理者および漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。
県は、報告を受けた事項を国(国土交通省、農林水産省)に報告する。
なお、防災機能強化港の耐震強化岸壁の前面泊地について、沈船、漂流物等により耐震強化岸壁が使用できない場合には、関係企業・団体等に協力を求め、速やかに障害物の除去をできるように努める。
 - ② 坂出海上保安署は、海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、または勧告する。
- (3) 海上交通の規制等
 - ① 坂出海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

- ② 坂出海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、または禁止する。
- ③ 坂出海上保安署は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁および航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ④ 港湾管理者、漁港管理者、四国地方整備局および坂出海上保安署は、水路の水深に変化が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 坂出海上保安署および港湾管理者、漁港管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。
- ⑥ 港湾管理者、漁港管理者は、施設等の状況に応じて利用の安全を確保する必要があると判断した場合は、施設の利用制限を行う。
また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。
- ⑦ 第六管区海上保安本部を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、または流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- ⑧ 坂出海上保安署、市および県は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さと到達時間を踏まえ、その具体的内容を定めるものとする。
- (4) 港湾利用調整等の管理業務
港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

3 航空交通の確保

- (1) 大阪航空局は、緊急用航空輸送を確保するため、次の措置を講じる。
 - ① 救急救助等に従事する消防防災、警察、自衛隊等の公的航空機および救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機を含め高松空港の利用調整を行うことができる。
 - ② 高松空港および離着陸コース周辺において、公的航空機等と他の航空機との輻輳回避、衝突防止のため、臨時の緊急輸送ルート、待機空域の設定等飛行制限を行う。
 - ③ 高松空港、近県の空港等と被災地のヘリコプター基地との間に、必要に応じて緊急輸送ルートを設定し、それを確保するための飛行制限を行う。
 - ④ 場外離着陸場の許可および飛行計画の通報について、緊急対応を行う。
- (2) 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機および無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。
- (3) 県の航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

また、輻輳する航空機の安全確保および航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

- (4) 空港管理者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供を行うものとする。

また、空港管理者は、後発地震に備えて応急対策活動の基地として使用するため、事前に必要な体制を整備するものとする。

4 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するための必要な対応を行うものとし、特に津波等により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

[参考資料]

第9章 交通・輸送関係

第 1 1 節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、市民課、ふくし課、かいご課 ※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。)、県、中国四国農政局高松地域センター、自衛隊

1 食料の調達(危機管理課、市民課)

- (1) 市は、必要に応じ備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県に対して調達または斡旋を要請する。
- (2) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (3) 県は、地震発生後、適切な時期において、県が所有する公的備蓄量および企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するとともに、県内市町の備蓄量について把握する。
- (4) 県は、一次(広域)物資拠点を、市は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (5) 県は、市町から要請があったとき、または緊急を要し、市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達または斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (6) 県は災害応急対策の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資ならびに運送すべき場所または期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (7) 県は運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資または資材の運搬を行うべきことを指示するものとする。
- (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (9) 県は、必要に応じて、農林水産省(本省)に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。
- (10) 市は、中国四国農政局高松地域センターから派遣された職員に対し、避難状況、食料・物資の状況、必要量などを報告し、政府対策本部からの応急食料等の供給を求める。

2 炊き出しその他による食料の供給(市民課、ふくし課、かいご課)

- (1) 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者

- イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、炊事のできない者または個人で備蓄していた物資を取り出すことのできない者
- ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等で、帰宅が困難になった者
- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品
 - ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - ② 食品は、被災者等がただちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
 - ④ 飲料水(ペットボトル等)
- (3) 炊き出しの実施
 - ① 市は、指定避難所またはその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出しおよび食料の配分を行う。
 - ② 市は、事業者の協力を得て、坂出市学校給食センターに備蓄している食材等を利用して炊き出しを実施する。また、指定避難所もしくは避難所の開設が困難な地域においては、レスキューフードビークル(自走式災害支援車)により、炊き出しを実施する。
 - ③ 市は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、市から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - イ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - ウ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - エ 自衛隊に対して、派遣要請を行う。
 - オ 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通および通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な食料の供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるように努めるものとする。

[参考資料]

- 第13章 上水道関係
- 第14章 食料品等の備蓄・調達関係

第 1 2 節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水および生活用水の供給を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、都市整備課、他関係部局)、県、香川県広域水道企業団(※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて水道事業者が行う。)、(公社)日本水道協会香川県支部、自衛隊

1 給水の確保等(危機管理課、都市整備課)

- (1) 市は、必要に応じ備蓄している飲料水(市民広場地下耐震性防火水槽(飲料水兼用100m³型)を含む。)を放出するとともに、飲料水の調達に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した飲料水保有者から緊急調達を実施するとともに、必要に応じ県および香川県広域水道企業団に対して調達または斡旋を要請する。
- (2) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、香川県広域水道企業団と連携し、被災地に近い配水池等から給水車または容器により運搬して確保する。
- (3) 被災地付近の湖沼水、河川水、井戸水等を浄水器によりろ過し、飲料水等を確保する。
- (4) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3ℓの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制および復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施(危機管理課、都市整備課、関係部局)

- (1) 市は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 応急給水を実施する場所を決定し、水道事業者に飲料水等の輸送を依頼する。
 - ② 水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ④ 自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。
- (2) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、市町へ水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、関係機関と被害状況を共有するとともに、浄水場内の配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、市と協議のうえ、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
この際、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等と連絡をとりあい、必要な被災者等への円滑な供給を実施するとともに、自主防災組織、自治会等の協力を得るよう努める。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県または(公社)日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。

- (3) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 広域かつ大規模な断水により、香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があった場合には、必要に応じて他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
- (4) 被災者の中でも、交通および通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるように努めるものとする。

[参考資料]

- 第13章 上水道関係
- 第14章 食料品等の備蓄・調達関係

第 13 節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、ふくし課、こども課、かいご課 ※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。)、県

1 生活必需品等の調達(危機管理課、ふくし課、こども課、かいご課)

- (1) 市は、必要に応じ備蓄している生活必需品等を放出するとともに、生活必需品等の調達に努める。そのため、あらかじめ供給協定を民間業者等と締結し、当該業者等から生活必需品等を調達するよう努めるとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県等に対して調達または斡旋を要請する。
- (2) 県は、地震発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量および企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するとともに、県内市町における備蓄量について把握する。
- (3) 県は、必要に応じ、または市から要請があったとき、または、緊急を要し、市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達または斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (4) 県は一次(広域)物資拠点、市は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (5) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資ならびに運送すべき場所または期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (6) 県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し当該災害応急対策の実施に必要な物資または資材の運搬を行うべきことを指示するものとする。
- (7) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (8) 市および県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

2 生活必需品等の配分(ふくし課、こども課、かいご課)

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または損傷し、ただちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等をただちに入手することができない者

- (2) 供給する品目は、原則として、次の８種類とする。
- | | |
|---------|------------------------------|
| ① 寝具 | 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等 |
| ② 外衣 | 洋服、作業着、子供服等 |
| ③ 肌着 | シャツ、パンツ等の下着 |
| ④ 身の回り品 | タオル、靴下、サンダル、傘等 |
| ⑤ 炊事道具 | 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等 |
| ⑥ 食器 | 茶碗、皿、はし等 |
| ⑦ 日用品 | 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等 |
| ⑧ 光熱材料 | マッチ、プロパンガス等 |
- (3) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織、自治会等地域住民や災害ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町または県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通および通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるように努めるものとする。

[参考資料]

第１４章 食料品等の備蓄・調達関係

第14節 防疫および保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関：市(けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、他関係部局)、県

1 防疫対策(けんこう課、他関係部局)

- (1) 市および県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防またはそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めたときは、市町に対して臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 市は、災害時においても定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 市は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 市は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。
- (9) 市は、防疫用医薬品および資機材が不足したとき、または防疫業務が実施できないときは、他の市町または県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策(けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理および分析等、以下の保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

また、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

(1) 健康相談等

- ① 市は、県、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に保健師等による指定避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導

および健康相談を行う。

ア 在宅医療を受けている患者等への生活指導

イ 助産師等による妊産婦への保健指導

ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、慢性疾患患者等への健康相談

エ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア

また、健康相談等を実施する要員が不足するときは、県に対して応援要請を行う。

- ② 市は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

(2) 精神保健相談等

- ① 市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

ア 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者

イ 子供、妊産婦、障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者のうち、ストレスにさらされやすい者

ウ 被災または被災後の生活により精神症状を呈する者

エ ボランティアなど救護活動に従事している者

オ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

- ② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国および他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む。）の編成および協力を求めるなど応援要請を行う。

- ③ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む。）の派遣を求めた場合、その受け入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

- ① 市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施および栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者等の要配慮者に対する栄養指導

イ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

ウ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導

エ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

オ その他必要な栄養相談・指導

- ② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会および他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

3 食品衛生対策

県は、市町および(公社)香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 食品関係営業施設の被害状況を把握するとともに、被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い、施設・設備の監視指導を行う。
- (2) 炊き出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱いおよび施設の衛生監視を行う。

- (3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し次の指導を行う。
- ① 救援食品の衛生的取扱い
 - ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ③ 配布された弁当等の適切な保管(通風のよい冷暗所等)と早期喫食(期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄)
 - ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て原因を究明する。

[参考資料]

第17章 保健・衛生関係

第15節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

特に、平成16年に発生した台風16号および23号の例から、大規模な水害の後には、汚水に浸かった畳、家具、家電製品等大量の粗大ごみが排出され、またくみ取り式便槽のオーバーフローが多数発生するため、衛生面から迅速な廃棄物の収集・処理体制の確立を図る。

主な実施機関：市(秘書広報課、生活環境課、建設課、都市整備課)、県

1 処理体制(生活環境課)

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (2) 県は、市が行う廃棄物処理について必要な助言を行う。また、市から要請があったとき、または被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、県有未利用地等を必要に応じて提供する。
- (3) 地区衛生組織等地域住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力するものとする。
- (4) 県は、被災した産業廃棄物処理施設の被害状況等について把握し、必要に応じて他の都道府県や関係団体と連携を取り、広域的処理を含め、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう事業者に対し調整および指導監督を行う。

2 処理方法(生活環境課、都市整備課)

- (1) ごみ処理
 - ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行うとともに、必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。その際、被害情報等から発生するごみの量を推計し、未利用空間地等を仮置場としてできる限り被害地域全体に分散的に配置できるよう検討する。なお、仮置場は、収集車両の出入、重機による対応、分別等の作業を考慮し、可能な限り広い場所を確保するよう努める。あわせて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
 - ② ごみの分別の徹底、最終処分量の極少化等に住民の理解を得るため、市は、可能な限り早い時期に地区衛生組織、報道機関、印刷物の配布等あらゆる手段を用いて住民にごみの排出に関する次の事項やその他必要な事項の広報を実施する。
 - ア ごみの分別方法
 - イ 種類ごとに排出場所が異なる場合はその排出場所
 - ウ 家庭用ガスボンベ等の危険物やフロン類含有廃棄物の排出方法
 - エ 収集期間
 - オ 仮置場の場所
 - ③ 住民等は、定められた方法によりごみを排出するよう努め、便乗ごみの排出および不法投棄は行わない。

④ 市は、防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

⑤ 市は、仮置場において、次の事項等に留意する。

ア 十分な作業人員、廃棄物の積上げ・積み下ろしの重機、場内運搬用のトラック等を配置するとともに、車両誘導員を置き、車両の導線を定めて効率的な搬入・搬出を実施するよう努める。

イ 水害による廃棄物は、水分を含んで重くなっており、また危険物が混入している可能性があるため、作業員の作業には十分注意させる。

ウ 収集したごみは飛散防止対策や、防疫・消臭・防虫等の環境対策に務める。

エ そのまま焼却できる物、埋立処分できる物から処理し、場内のスペースを広げる。

オ 資源化の可能な物は、速やかに資源化施設に搬送するよう努める。

カ 警備員等を配置し、不法投棄を防止するよう努める。

⑥ 市は、収集したごみは、迅速・適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。

⑦ フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。

(2) し尿処理

① 下水道施設およびし尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう、必要に応じて、速やかに仮設トイレを設置する。あわせて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。

このため、あらかじめ仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておくものとする。

② し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から速やかに行う。

③ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。

④ 大雨・洪水等による浸水により、くみ取り式の便槽があふれまたはあふれるおそれのある住民からし尿の収集の要望があった場合は収集を行う。

⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。

(3) 産業廃棄物処理

① 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)は、事業者の責任において自己処理し、または他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。

② 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体および事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

(4) 災害廃棄物処理

① 市は、倒れたブロック塀、落下した瓦・タイルまたは損壊家屋の解体によって発生するがれき、津波等により発生する流出ごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合、建築物の密集した市街地では交通渋滞等の発生も予想されるため、地震による被害想定等を基に、あらかじめ災害廃棄物の発生量を推計しておくように努め、その推計に応じた仮置場を可能な限り分散的な配置で確保しておくものとする。

また、災害廃棄物の分別、コンクリートがら等の破碎および廃木材の焼却等のがれきの中間処理、ならびに最終処分までの処理ルート確保を図る。

② 市は、分別基準、排出方法・場所等を住民等へ周知するとともに、不法投棄、野焼き等の不適正な処理が行われないよう住民への啓発活動を行う。

③ 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬および処理する。その際、市のみでの実施が困難な場合は、坂出市建設業協会に協力を依頼する。

- ④ 市は、災害廃棄物処理過程における粉じん・石綿等の飛散防止対策、および消臭・防虫・騒音対策等の環境対策など、石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律等の規定に基づき、適切に実施する。
 - ⑤ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
 - ⑥ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行う。
- ※ 市が実施する災害廃棄物処理事業は、国庫補助の対象となり、「災害廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知）に基づき、実施される。

3 災害廃棄物処理計画の策定（生活環境課）

- (1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
 - (2) 市は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- また、計画の実効性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。
- (3) 市および県は、災害廃棄物計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため、作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 廃棄物処理施設の復旧（生活環境課）

- (1) 市
 - ① 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障および二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。
 - ② 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工業者に協力を要請する。
 - ③ 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合または処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、住民、県および関係団体に、速やかに通知する。また、復旧の時期についても随時、住民、県および関係団体に情報の提供を行う。
- (2) 産業廃棄物処理施設設置者
 - 産業廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障および二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通知する。

5 住民への周知(秘書広報課)

市および県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

6 損壊家屋の解体(建設課)

- (1) 市および県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 市および県は、石綿の飛散防止およびフロン類の適正処理のため、解体前に石綿およびフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

[参考資料]

第17章 保健・衛生関係

第16節 遺体の搜索、処置および埋葬計画

災害時において、死者(行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。)が発生した場合は、搜索、処置および埋葬を速やかに行う。

主な実施機関：市(市民課、生活環境課、けんこう課、ふくし課、市立病院、消防本部 ※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。)、消防団、県、坂出警察署、坂出海上保安署

1 遺体の搜索(消防本部)

- (1) 市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索にあたっては、坂出警察署、坂出海上保安署等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等(生活環境課、けんこう課、ふくし課、市立病院)

- (1) 市は、遺体について、医療救護班または医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 坂出警察署および坂出海上保安署は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市および指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 市医療救護本部は、警察等の要請を受け、医療救護班の派遣を行い、遺体の検案を行う。
- (4) 市は、検視または医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (5) 市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死者が多数のため短期間に埋葬または火葬ができない場合等においては、適当な場所(火葬場、寺院、公共施設等)に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬または火葬(市民課、生活環境課、けんこう課、ふくし課)

- (1) 市は、災害による社会混乱等のため、遺族が埋葬または火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬または火葬を行う。
- (2) 市は、棺、骨つぼ等埋葬または火葬に必要な物資の支給および火葬、土葬または納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 市は、自ら火葬の実施が困難な場合は、県に応援を要請する。
- (4) 県は、火葬場の幹旋等について市町から要請があったとき、または被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。また、市町から、棺および葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬祭業協同組合等に協力を要請する。

[参考資料]

第17章 保健・衛生関係

第 17 節 被災建築物等対応計画

地震・津波または大規模な風水害により被災した住宅等の被害状況の把握を早急に行うとともに、二次災害を防止するため、危険度判定を実施し、危険な建築物および宅地に対して注意喚起を行い、補修による再建が見込めない危険な損壊家屋等に関しては解体・撤去を促進する。

主な実施機関：市(危機管理課、税務課、生活環境課、ふくし課、建設課)、県、自衛隊

1 被害の認定(税務課)

市は、罹災証明書発行、被災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日付け府政防第670号(内閣府政策統括官))で示された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に調査および認定を実施する。建設課等は、被害認定について技術的な協力を実施する。

2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定(建設課)

市は、危険度判定の実施に際しては、実施本部を設置し、判定業務を統括する。

被災建築物および被災宅地の危険度判定の実施に際しては、市庁舎、消防本部、医療機関、避難所となっている建物等災害対応のための拠点となる施設を優先して判定を行い、その後、住民の住家の被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定を行う。

危険度判定は、それぞれの判定士の資格を有する職員が行うが、資格を有する職員が不足している場合は、派遣を希望する人数、提供を希望する資機材等を明らかにし、県に支援を要請する。

3 損壊家屋の解体(危機管理課、生活環境課、ふくし課、建設課)

- (1) 損壊家屋の解体は、原則として当該家屋の所有者が行い、市はこれらの廃棄物の処理基地の確保や処理処分に関する情報提供等の広報を行う。
- (2) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災世帯の世帯主に損壊家屋の解体等に対する支援金が支給されるため、市は、住民に対し制度の広報を行い申請の受付を開始する。
- (3) 市は、隣家等への倒壊の危険があるまたは道路交通への支障等、災害応急対応の妨げとなる家屋については、災害の拡大を防止するため優先的に解体を実施する。その際、市のみでの実施が困難な場合は、自衛隊に解体への協力を要請するよう県に依頼する。(災対法第62条(市町村の応急措置)、同法第64条第2項(応急公用負担等))
- (4) 国等により、損壊家屋に対する公費解体制度等が設けられた場合は、市は、速やかに事務処理体制を整え、住民に対し制度の広報を行う。

[参考資料]

第10章 地震・津波対策関係

災害に係る住家の被害認定基準運用指針 <http://www.bousai.go.jp/hou/unityou.html>

第18節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

主な実施機関：市(税務課、ふくし課、建設課、都市整備課、他関係部局)、県

1 被災住宅の調査(税務課、建設課、関係部局)

- (1) 市は、災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に必要な調査を早急に実施し、知事に報告する。
 - ① 被害状況
 - ② 被災地における住民の動向および市の住宅に関する要望事項
 - ③ 市の住宅に関する緊急措置の状況および予定
 - ④ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
 - ⑤ その他住宅の応急対策上の必要な事項
- (2) 市が調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設(建設課、ふくし課、関係部局)

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

- (1) 建設用地の選定
建設用地は、できるだけ集团的に建設可能な場所とし、市、県間で協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。
- (2) 建設方法
県は、応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、県よりこれを市において実施するよう通知を受けた場合は、市は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。
- (3) 建設戸数
建設戸数は、市町ごとの全壊、全焼および流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。
- (4) 構造および規模
応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建てまたは共同建てとする。
- (5) 資機材の調達
県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の政府本部を通じて、または直接、資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

県からの委託により、市は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性、子供、若者、高齢者、障がい者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

3 住宅の応急修理(建設課、都市整備課)

県は、災害救助法が適用され、住家が半壊、半焼またはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。

ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。

(1) 応急修理の内容

① 雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、次により緊急の修理を行う。

② 日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の部分の修理を行う。

(2) 対象の選定

市は、県の行う応急修理の対象住宅選定に協力する。

(3) 修理方法

応急修理は、建設事業者団体の協力を得て行う。

(4) 修理範囲

① 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

② 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。

(5) 修理戸数

修理戸数は、市町ごとの半壊および半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

(6) 体制の整備

県は、住宅の応急修理に関する事務を円滑に行えるよう建築職員の育成を図るものとする。

4 障害物の除去(建設課)

(1) 県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 県は、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。また、市から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建設事業者団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

5 公営住宅の特例使用(建設課)

市および県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町および不動産業者関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介（建設課）

県の協力要請により、(公社)香川県宅地建物取引業協会および(公社)全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は市に会員業者の情報を提供する。

また、市は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

[参考資料]

第18章 被災者支援関係

第 19 節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、総務課、秘書広報課)、坂出警察署、坂出海上保安署

1 住民への情報の提供、呼びかけ(秘書広報課、総務課)

市は、社会的な混乱や心理的な動揺を防ぐため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 陸上における防犯(危機管理課、総務課)

坂出警察署は、独自にまたは自主防犯組織、自治会等地域住民等と連携し、被災地および指定避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、犯罪および混乱の防止等に関して次の事項を重点として措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集および伝達
- (2) 不法事案等の予防および取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

3 海上における防犯

坂出海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ災害発生地域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行うものとする。

第20節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、または児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

主な実施機関：市(教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課)、県

1 児童生徒等の安全確保(学校教育課、教育総務課)

- (1) 市および県は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導および支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき、あるいは関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。

なお、保護者と連絡が取れず児童生徒等の自宅付近の被害状況が不明な場合、または連絡をとった結果、児童生徒等の自宅周辺が既に危険な状況にあることが判明した場合等においては、学校内で安全を確保する等、当該児童生徒等の安全確保のための方法を検討する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認および状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業等、適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置(学校教育課、教育総務課)

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。
また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

3 応急教育の実施(学校教育課)

- (1) 市および県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導および支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害および復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等および保護者に対して必要な連絡を行う。
- ② 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育および生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより、心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業または地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等(学校教育課、教育総務課)

(1) 授業料の減免等

県は、被災した生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

市は、災害救助法が適用され、知事から救助の事務の内容および期間について通知を受けた場合、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとする。

(3) 学校給食の実施

市は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うよう努めるとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置(生涯学習課、文化振興課)

- (1) 館長等は、災害が発生したとき、または関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護(文化振興課)

(1) 被災時の応急措置

国・県・市指定文化財の所有者または管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに市教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策(文化振興課)

(1) 市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地およびその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

(2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。

(3) 市および県教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国および他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第21節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活および社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関：市(生活環境課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、市立病院)、県、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松空港(株)、第六管区海上保安部、K B N、FMサン、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)

1 道路施設(建設課、港湾課、都市整備課)

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され、二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設(建設課)

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の市町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。
- (3) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 ため池施設(農林水産課)

ため池管理者は、その管理するため池について、早急に被害状況を把握し、県および市町に被害状況を報告する。なお、ため池施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

4 港湾および漁港施設(農林水産課、港湾課)

- (1) 港湾管理者および漁港管理者は、その管理する港湾または漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 第六管区海上保安本部を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、または流失したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- (3) 港湾管理者および漁港管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、ただちに水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。ただし、水門操作等に従事する者の安全確保を最優先して実施する。

5 海岸保全施設(港湾課)

- (1) 海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) 海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、ただちに水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。ただし、水門操作等に従事する者の安全確保を最優先して実施する。

6 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設(農林水産課、建設課)

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

7 治山、林業施設(農林水産課)

市および県は、治山施設、林道施設について、災害発生後、速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

8 公園施設(都市整備課)

公園管理者は、公園施設について、災害発生後、速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

9 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じるものとする。

10 空港施設

- (1) 高松空港事務所および高松空港(株)は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。
- (2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所および高松空港(株)と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

11 病院、社会福祉施設等公共施設(けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、市立病院)

市および県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保および利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

12 廃棄物処理施設(生活環境課)

- (1) 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

- (2) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

- (3) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散および流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう必要な指導、助言を行う。
- (4) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

13 放送施設

- (1) 放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。
- (2) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
- (3) 放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。また、大規模地震が発生した場合には、県、市町等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等および観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

なお、情報の提供にあたっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用にも努めるものとする。

また、県、市町等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、または通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

14 海域関連施設（港湾課、生活環境課）

市は、津波等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう国、県、市町の役割分担について連絡調整を行う。

[参考資料]

第19章 協定・覚書等

第22節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活および産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関：市(都市整備課)、県、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、N T T西日本(株)香川支店、(株)N T Tドコモ四国支社

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等、緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (3) 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設および電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカーまたは開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (4) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により、危険と認められるとき、または二次災害の危険が予想され、警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設・L Pガス施設

- (1) ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合においては、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。
- (2) ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等、緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (3) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て住民の避難等の措置を講じる。
- (4) ガス事業者は、報道機関等の協力を得てガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について住民、関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。
- (2) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等、緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから順次応急復旧を行う。
また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (3) 電気通信事業者は、災害時において、電源を確保するとともに、通信の輻輳の緩和および重要通信の確保を図るため、必要に応じて、次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話または非常緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (4) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶または利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (5) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

4 水道施設

- (1) 水道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 水道事業者および工業用水事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水施設）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止または被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ① 取水堰等の取水施設および導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて取水、導水の停止または減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。
また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (3) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度および復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。

また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

- ④ 被害が甚大で広範囲におよぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (4) 工業用水道事業者は、給水への影響の大きさや二次災害の発生の危険性のある箇所を優先的に復旧を行う。
- (5) 市および県は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。
- (6) (独)水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要な応じて応急復旧を行う。
- (7) 水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5 下水道施設(都市整備課)

市および県は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、非常用電源装置等を運転して、機能の維持および復旧に努める。

また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

- (4) 市および県は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第23節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関：市（農林水産課）、県

1 農業用施設等に対する応急措置（農林水産課）

- (1) 市および土地改良区は、河川等の氾濫により農地に^{たんすい}湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、可能な限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 市および土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 市、県および土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 市および土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、^{とうしゅこう}頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- (5) 各施設管理者は、地震発生後、速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。
- (6) 市および土地改良区は、津波により農地が浸水したときは、ポンプ等による排水に努める。

2 農作物に対する応急措置（農林水産課）

- (1) 市、農業協同組合等農業団体は、県が行う被害の実態に応じた災害対策に必要な技術指導に協力する。
- (2) 県は、県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努める。
- (3) 市は、病害虫の異常発生またはまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。

また、県は、農薬を確保するため、県内農業協同組合または県内農薬卸売業者に協力を依頼する。

3 畜産に対する応急措置（農林水産課）

- (1) 市、畜産関係団体は、県が実施する家畜および畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜の管理について、地域の実情に応じた指導に協力する。
- (2) 市、畜産関係団体等は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、必要に応じて、県が実施する家畜等の消毒、予防注射等に協力する。

また、県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置（農林水産課）

- (1) 市、森林組合等は、県が実施する種苗生産者、森林所有者への被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。

- (2) 市、森林組合等は、県の実施する森林所有者に対する被害木の円滑な処理、森林病虫害等の防除等について、必要な技術指導に協力する。

5 水産物に対する応急措置(農林水産課)

- (1) 県は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物および水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため、必要な指示または指導を行う。
- (2) 市、漁業協同組合等は、県が実施する被害の状況に応じた水産物生産者、団体等の応急対策の指導助言に協力する。

第24節 二次災害防止対策計画

地震・津波発生時や風水害の被害を最小限にとどめるため、余震または降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関：市(危機管理課、生活環境課、建設課、港湾課)、県、香川労働局

1 土砂災害対策(危機管理課、建設課)

市および県は、余震または降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域および時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて一般住民に周知する。

また、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応(危機管理課、建設課)

- (1) 市は、被災建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下、地盤の崩壊等の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により、応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に市町の活動を支援する。

その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

- (2) 住民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物または工作物による被害の発生または拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、または危険建築物等に近づかないものとする。

また、その場合において、危険建築物等の所有者または管理者は、必要に応じて、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

- (3) 県および香川労働局は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散を防止するため、当該建築物等の所有者および解体工事事業者等に対し、関係法令等に基づき、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

- (4) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の措置を行うものとする。

3 高潮、波浪等の対策(港湾課)

市、県等は、地震・津波災害後に、高潮、波浪または潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行うとともに、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

4 環境汚染への対策(生活環境課)

県は、有害物質の漏洩および石綿の飛散による環境汚染を防止するため、必要に応じて、大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査を行うとともに、その結果に基づき、大気汚染、水質汚濁の発生源である事業者に対して、有害物質の漏洩および石綿の飛散防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるよう指導、助言を行う。

また、必要に応じて、市を通じて、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

第25節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるようボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関：市(かいご課)、坂出市社会福祉協議会、県、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

1 受入体制の整備(かいご課)

- (1) 市は、災害が発生したとき、速やかに坂出市社会福祉協議会にボランティア活動の必要性の有無について、判断するための被災状況の情報等の提供を行う。

県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会および日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について、判断するための被災状況の情報等の提供を行う。

- (2) 坂出市社会福祉協議会は、市および関係団体等において確認された被災状況に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、市本部に職員を派遣する等の方法により、市と災害ボランティアに関する情報を交換する。

- (3) 県および香川県社会福祉協議会は、香川県災害ボランティア支援センターを設置する必要があると判断したときは、協議のうえ香川県社会福祉協議会が設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと、被災した市町の社会福祉協議会等に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。

- (4) 県等または県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- (5) 市および県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置および災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。

- (6) 市は、ボランティア活動またはその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況およびボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンター設置の周知およびボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。

- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人または団体を受け付け、被災地に派遣するなど被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 災害ボランティアセンターの主な役割
 - ① 被災地のボランティアニーズの把握
 - ② 被災地へのボランティアの派遣
 - ③ ボランティア情報の収集、発信
 - ④ ボランティアと市等との連絡、調整
 - ⑤ ボランティアへの対応
 - ⑥ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ① 災害ボランティア情報の収集、発信
 - ② ボランティアと県等との連絡、調整
 - ③ 活動資材の調整
 - ④ 災害ボランティアセンターへの支援
 - ⑤ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって受入れ、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターおよび災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。
- (3) 災害ボランティアセンターを窓口として、ボランティアコーディネーターと連携し、その機能の積極的な活用を図る。

第26節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童等、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市、県および関係機関は、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等地域住民の協力を得ながら、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、総務課、秘書広報課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、市立病院)、消防団、県

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策(危機管理課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、市立病院)

- (1) 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、ただちに避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 市は、難病患者等への対応のため、県との連携を図る。
- (3) 市は、援護の必要な者を発見したときは、自主防災組織、自治会等地域住民の協力を得て医療機関・指定避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 市および県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や指定避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 市は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難および社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

福祉避難所の開設にあたっては、福祉避難所となりえる施設の管理者から被害状況・受け入れの可否等を確認したうえで、福祉避難所として開設する。

- (6) 市および県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞・ラジオ・文字放送・手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段の確保に努める。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策(秘書広報課、こども課)

- (1) 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護および子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 市および県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 市および県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため、一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策(秘書広報課、市民課)

- (1) 市は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 市および県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 市は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 県は、市からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、市からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。
- (6) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、市は、香川県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語およびやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援および関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 高齢者等事前避難対象地域における対策(危機管理課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)

- (1) 市は、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。
- (2) 市は、高齢者等事前避難対象地域に居住する要配慮者が避難をためらうことがないよう、指定避難所または福祉避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援の実効性確保に努めるものとする。

5 社会福祉施設等の対応(ふくし課、こども課、かいご課)

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、福祉避難所としての機能を求められるので、県、市等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市および県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

6 香川県災害派遣福祉チーム(DWAT)

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWATを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県にDWATの派遣要請があったとき。

- ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国または被災地の都道府県から県にDWA Tの派遣要請があったとき。
- ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWA Tは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上および災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援
 - ⑤ 避難環境の整備

7 配慮すべき事項(危機管理課、総務課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、市立病院)

市および県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細かな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (8) 災害からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討

[参考資料]

第15章 要配慮者関係

第27節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

市は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、県等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援および被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関：市(危機管理課、総務課、けんこう課、こども課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)、県、高松市保健所、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割)

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、ただちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策(危機管理課、総務課、けんこう課、こども課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、(公社)香川県獣医師会、関係機関および動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集および情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための資材の調達など、必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、災害時には、(公社)香川県獣医師会、関係機関および動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、または負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、市は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供を図る。

第28節 水防等活動計画

洪水、高潮、津波等による災害が発生し、または発生が予想されるときは、これを警戒し、防衛し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

主な実施機関：市(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部、他関係部局)、消防団、県、香川県広域水道企業団、四国地方整備局

1 従事者の安全確保および水防と河川管理者等の連携強化

市および県は、水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水、高潮、津波の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者または下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者または下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川または下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

2 水防活動(農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部)

- (1) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市町が行う水防のための活動に協力するものとする。
- (2) 市は、河川管理者から通知があったとき、または水防上危険が予想されるときは、坂出市水防計画の定めるところにより、消防団の出動準備または出動の指令を出して水防体制の万全を図る。
- (3) 市および県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視および警戒を厳重にし、異常を発見したときは、ただちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- (4) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者およびダム管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、堰、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等(ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越流する場合等)には、県土木事務所等から直接、市長等へ情報伝達するホットラインを活用する。
- (5) 市は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、^{いっすい}溢水等の状態にあり、放置しておくと危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造および使用材料等を考慮し、最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (6) 洪水・雨水出水、高潮、津波の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (7) 津波に係る水防活動にあたっては、従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等の活動を実施するものとする。
- (8) 市は、堤防その他の施設が決壊したときは、ただちに県および氾濫する方向の隣接市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、市、県、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

- (9) 市は、洪水、高潮等による被害の発生が予想されるときは、消防署、番の州分署等にあらかじめ一定数の土のうを用意しておく。また、土のうを要望し、引き取りにきた住民(個人に限る。)に対しては、水防活動の状況を考慮し、可能な限り引き渡す。
- (10) 住民は、テレビ、ラジオまたはインターネットの気象情報に注意を払い、洪水、高潮等による被害の発生が予想されるときは、個人または自主防災組織、自治会等において用意した土のう等により、被害の軽減を図るよう努める。土のう等の準備ができていない住民は、道路が冠水する前に番の州分署等、市の土のう配布場所に土のうを取りに行き、被害の軽減を図るよう努める。その際には、土のうの運搬に使用する車への積載量に十分注意する。
- また、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保が発令された地域の居住者等は、速やかに立退き避難または立退き避難が危険な場合には身の安全を確保する行動をとるものとする。
- (11) 事業者は、洪水、高潮等による被害の発生が予想されるときは、自ら土のう等を用意し被害の軽減を図るよう努める。

3 土砂災害防止活動(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、消防本部、他関係部局)

- (1) 市は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 市は、土砂災害が予想されるときは、住民、要配慮者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 市および県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、市は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。
- (4) 高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保が発令された地域の住民のみならず、土砂災害の前兆を覚知する等、危険を感じた住民は、速やかに避難を開始する。なお、土砂災害の前兆を覚知した者は、安全な避難場所に到達する等、自身の安全を確保した後に、覚知した現象を市等に通報するよう努める。

4 風倒木対策(建設課、他関係部局)

市および県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等、必要な応急対策を講じる。

[参考資料]

第15章 要配慮者関係

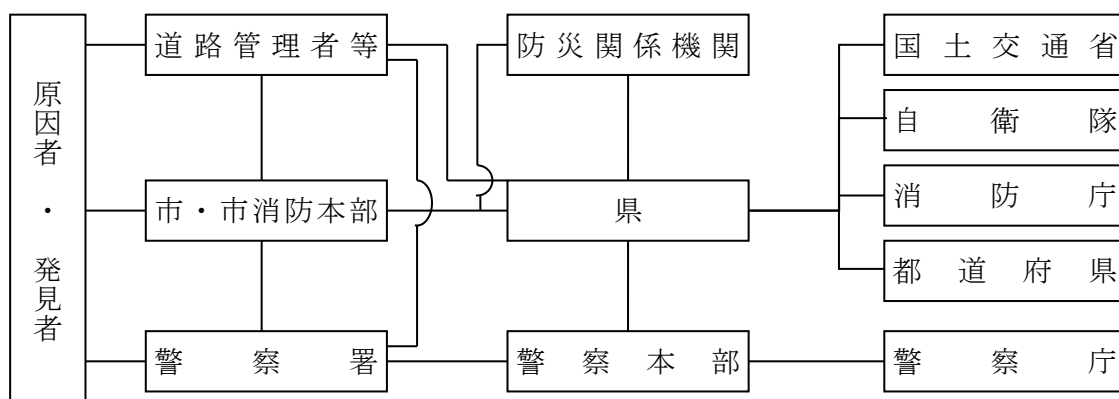
第29節 道路災害対策計画

トンネル崩落、橋梁落下等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、市民課、けんこう課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部、市立病院)、県、坂出警察署、四国地方整備局、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

1 情報の収集および伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者等の応急対策(危機管理課、財務課、市民課、建設課、港湾課、都市整備課)

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方整備局、県、市、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限または迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 県、市町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報(通行の禁止・制限、迂回路等)、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 市の応急対策(危機管理課、財務課、市民課、けんこう課、消防本部、市立病院)

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、または救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、市内医療機関等で医療救護班を組織して、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、被災者の収容所等の設置または手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて被災者等に食料および飲料水等を提供する。

- (5) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県または他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 県の応急対策

- (1) 道路災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

5 坂出警察署の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 関係機関と連携し、被災者の救助・救急活動を行うとともに、死者等が発生したときは遺体の収容、捜索、処置活動等を行う。
- (3) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地およびその周辺の交通規制を行う。
- (5) 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場および周辺地域等において、交通安全施設の緊急点検を行う。

第30節 危険物等災害対策計画

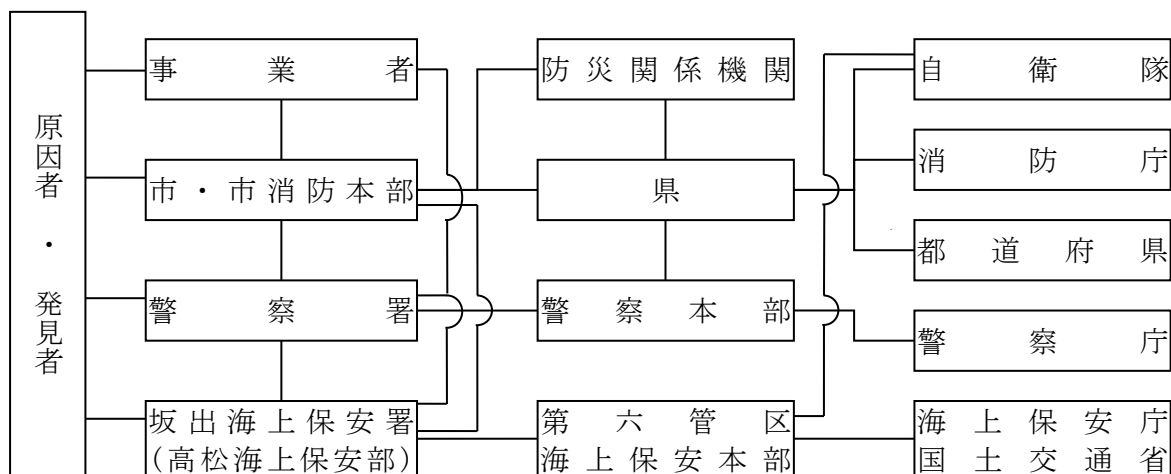
危険物および高圧ガス、火薬類、毒劇物等ならびに石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等に事故が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、市民課、けんこう課、港湾課、消防本部、市立病院)、
県、坂出警察署、中国四国産業保安監督部四国支部、坂出海上保安署、香川労働局

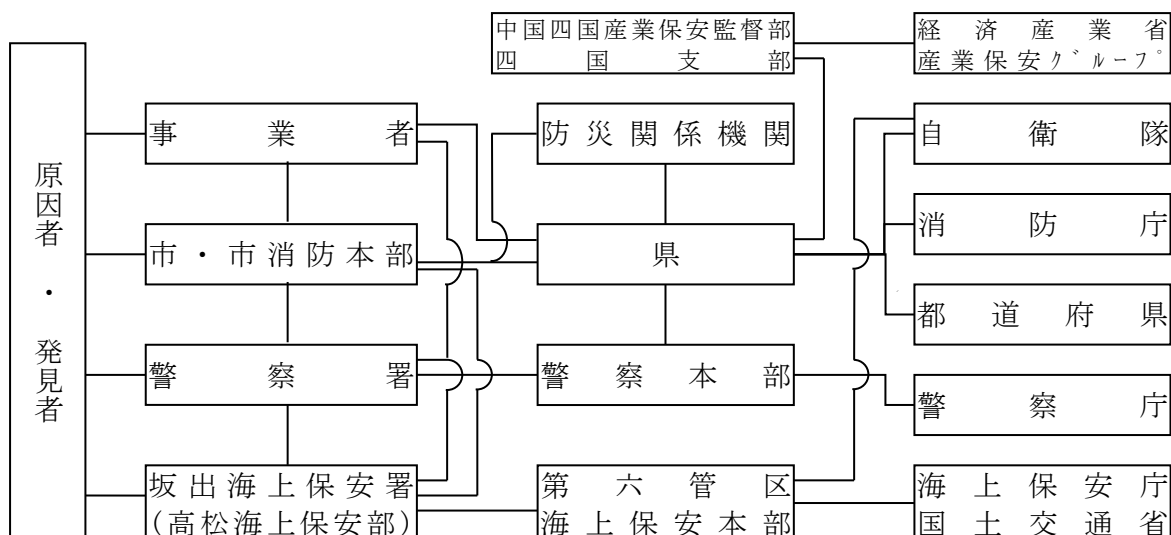
1 情報の収集および伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

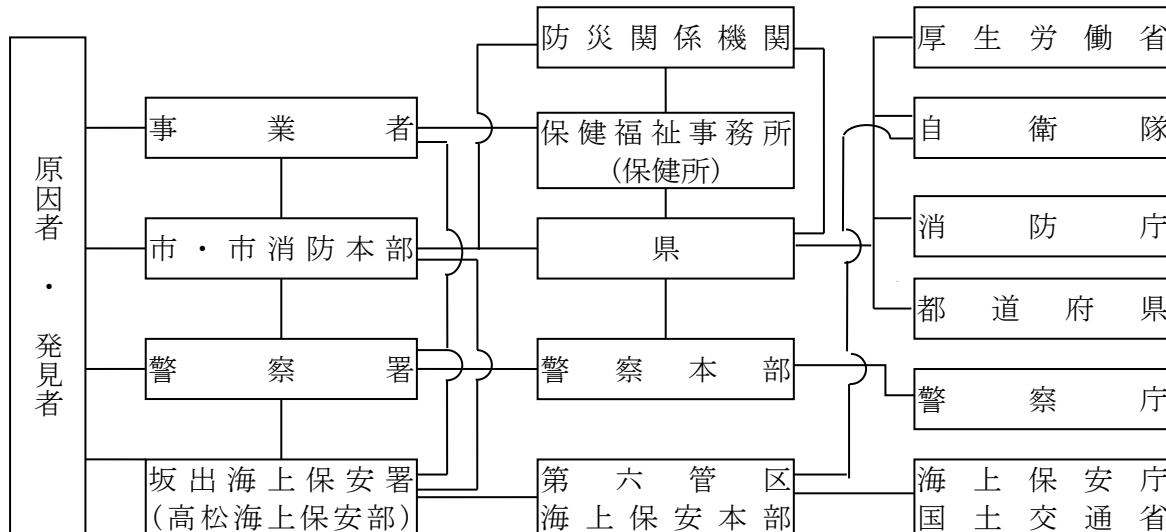
(1) 石油类等危険物



(2) 高圧ガス、火薬类等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、ただちに、市、警察等に通報するとともに、事故の発生または拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 危険物等による事故が発生したときは、ただちに、市、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (3) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置および応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (4) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

3 市の応急対策(危機管理課、財務課、市民課、けんこう課、港湾課、消防本部、市立病院)

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、または救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置または手配を行う。
- (4) 事故発生地およびその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県または他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 県の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物・劇物施設等に事故が発生し、毒物・劇物が飛散、漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して、危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。
- (7) 危険物等災害の発生により、周辺環境に影響がある場合は、環境モニタリング等による情報収集を行う。

5 坂出警察署の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地およびその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救助・救急活動を行うとともに、死者等が発生したときは遺体の収容、捜索、処置活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地およびその周辺の交通規制を行う。

6 坂出海上保安署の応急対策

- (1) 危険な物質等による大規模な海上災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防機関が行う活動を支援する。
- (3) 安全確保のためまたは緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し、または禁止する。
- (4) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、または航行の制限もしくは禁止を行う。
- (5) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (6) 危険物施設については、危険物等流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。
- (7) 危険物等が海上に流出したときは、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者が必要な措置を講じていないときは、措置を講じるよう命じる。

7 香川労働局の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。

- (2) 労働災害発生の緊迫した危険があるときは、作業の中止、労働者の退避および当該作業場所等へ関係者以外の立ち入りを禁止するために必要な指導を行う。
- (3) 作業再開について、労働災害防災のために必要な指導を行う。
- (4) 作業を再開することにより、同種災害を発生させる危険があるときには、作業の停止措置を行う。

8 中国四国産業保安監督部四国支部の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 高圧ガス施設等または火薬施設等に事故が発生し、公共の安全の維持または災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認められるときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用一時停止等の緊急措置命令に係る対応を行う。
- (3) 必要と認めるときは、事業所に対し、保安上必要と認められる事項について、改善を指導する。

第31節 他地域からの救援物資への対応計画

過去の災害の被災地における救援物資への対応の例から、被災者のニーズにあった救援物資を迅速に届けることのできる体制を構築する。

主な実施機関：市（危機管理課、総務課、出張所、秘書広報課、政策課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課）、県、日本赤十字社香川県支部

1 過去の災害における被災地の状況

過去の災害の例から、災害直後に報道等により食料や生活物資等が不足していることが伝えられると全国から救援物資が届けられるが、次のような状況から、かえって災害への応急対応を阻害した例も見受けられる。

(1) 対応に要する労力に関する問題

- ① 大量に送られ積み上げられた救援物資の仕分けに担当職員だけでは追いつかず、他の職員や大量のボランティアを導入しても仕分けのみしか行えず、被災者への物資の供給までたどりつくまでに相当の期間を要し、また、他の職員の行うべき対応業務も滞る。
- ② 救援物資は道路渋滞を避けるため夜中に届けられることが多く、職員が少なくボランティアもいないため、担当外の職員が対応すべき業務を中止して荷降ろしをしなければならなくなる。
- ③ 個人からの救援物資の多くは、数種類の物資を同梱し箱を開けるまで中身が分からないため、仕分けに非常な労力を要する。
- ④ 中身を明記していない箱の中に賞味期限の短い食料が入っていて、箱を開けると既に腐っていることがある。
- ⑤ 古着等は発災直後しか需要が無く、被災者から見向きされない。また、使用した下着類を洗濯せずに送ってきた例がある。
- ⑥ 以上のことから、仕分けがされ被災者に届くまでに数ヶ月を要した例がある。

(2) 対応に要する費用に関する問題

- ① 救援物資が大量に送られてくることにより、被災地の市町村役場、体育館等公共施設が物資で一杯となり仕分けが間に合わないことから、複数の民間の空き倉庫を数ヶ月間借り上げ、それが被災地の財政負担となる。また、救援物資は指定されたところまでしか運送されないことが多く、そこから他の施設への運送料は被災地の負担となる。
- ② 最終的に救援物資が大量の廃棄物となり、その処理費用が被災地の負担になる。

2 市の基本姿勢

過去の被災地例をふまえ、必要な物資を必要な場所へ迅速に届けるため、救援物資の受け入れに関する市の基本姿勢は次のとおりとする。

- (1) 被災者への救援物資は、県、日本赤十字社、災害支援協定を締結している業者等に要請するほか、なお不足する物資については、市内の小売業者等から購入するよう努める。
- (2) 個人からの救援物資は、原則として受け取らない。
被災者へ善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。
- (3) 企業・団体等より救援物資の申し出があった場合は、物資の内容を確認し、必要としているものであれば、同一物資を梱包し、中に入っているものを明示したうえで、送付してもらうよう依頼する。

3 救援物資に関する全国への広報(秘書広報課)

市は、以下のように、救援物資に関する広報を順次行うことにより、被災者への迅速な救援物資の供給を図る。なお、救援物資に関する広報は、報道機関、市ホームページ等を通じて、全国に呼びかける。

- (1) 発災6時間以内に、次の内容を全国に呼びかけ、発災直後の救援物資の抑制に努める。
 - ① 個人からの救援物資は、受け付けていないこと。
なお、被災者へ善意は、義援金による支援に理解を求めていること。
 - ② 企業・団体等よりの救援物資については、被災者のニーズに対応するため、内容・数量等について把握したいので、まず連絡がほしいこと。
 - ③ 救援物資が必要になれば、報道機関、市ホームページ等を通じて、内容等を改めてお知らせすること。
- (2) 被災者ニーズがある程度把握でき、また物資の受入場所が確保でき次第、次の内容を全国に呼びかける。
 - ① 被災地において必要な物資(数日以内に調達可能な物資は除外する。)
大量に不足している物資(数日以内に調達可能な物資は除外する。)
 - ② 物資の受入場所。
 - ③ (1)の内容。
- (3) 市は、流通業者等の復旧により、被災者への救援物資を購入にて賄えるようになった場合は、速やかに次の内容を全国に呼びかける。
 - ① 救援物資の受付を終了したこと。
 - ② 被災者への善意は、義援金での支援に理解を求めていること。

4 被災者ニーズの把握(危機管理課、総務課、出張所、政策課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課)

市は、どこで、何が、どのくらい必要かという被災者のニーズを把握するため、指定避難所での情報収集を行うほか、自主防災組織、自治会、医療機関等から情報を収集する。

住民は、指定避難所以外で自主的な避難場所を設けた場合は、市に、その場所と必要な物資の情報を連絡する。

5 受入場所の確保(危機管理課、こども課、かいご課)

市は、受け入れた救援物資を速やかに被災者に届けるため、あらかじめ災害時支援協定を締結するなどして、物資の受入、仕分け、出荷が一括して24時間対応可能な、トラック用のプラットフォームと倉庫を有する物流業者等に協力を依頼し、物資の受入場所を確保するよう努める。

6 ボランティアへの協力依頼(かいご課)

市は、受け入れた救援物資を速やかに被災者に届けるため、物資の仕分け業務等において、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアに対して協力を依頼する。

第4章

災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建および経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

実施機関：市(全部局)、県、防災関係機関

1 原状復旧

- (1) 市、県および防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画および人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 市、県および防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため、必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。
- (4) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国(国土交通省)に、権限代行制度による支援を要請するものとする。
- (5) 市または県は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に、権限代行制度による支援を要請する。
- (6) 県は、必要に応じて、知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川または二級河川における河川の改良工事もしくは修繕または災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術または機械力を要する工事((独)水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。)を、国(国土交通省)および(独)水資源機構に、権限代行制度による支援を要請する。
- (7) 市は、市長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で市長が指定したもの(以下「準用河川」という。)における河川の改良工事もしくは修繕または災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に、権限代行制度による支援を要請する。
- (8) 市および県は、災害が発生した場合において、一級河川もしくは二級河川または市長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に、権限代行制度による支援を要請する。
- (9) 市および県は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

2 計画的復興

- (1) 市および県は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。
また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場・組織に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (2) 市および県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市および県は、災害に強いまちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。
- (4) 市および県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取り組みを推進するものとする。
- (5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
- (6) 道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

3 復興事前準備

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制等、各種データを総合的に整備しておくものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧にあわせて再度災害の防止のため必要な施設の新設または改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

実施機関：市(全部局)、県、香川県広域水道企業団

1 災害復旧事業の種別

市および県は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画(農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課)
 - ① 河川
 - ② 海岸
 - ③ 砂防設備
 - ④ 林地荒廃防止施設
 - ⑤ 地すべり防止施設
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑦ 道路
 - ⑧ 港湾
 - ⑨ 漁港
 - ⑩ 下水道
 - ⑪ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画(農林水産課)
- (3) 都市災害復旧事業計画(都市整備課)
- (4) 水道施設災害復旧事業計画(香川県広域水道企業団)
- (5) 公営住宅災害復旧事業計画(建設課)
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画(ふくし課、こども課、かいご課)
- (7) 公立医療施設災害復旧事業計画(市立病院、けんこう課)
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画(教育総務課)
- (9) その他の災害復旧事業計画(所管課)

2 災害復旧事業に係る資金の確保

市および県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議または許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにする。

市は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免および納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関：市(危機管理課、選挙管理委員事務局、監査委員事務局、各出張所、税務課、市民課、生活環境課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、産業観光課、農林水産課、建設課、都市整備課、他関係部局)、坂出市社会福祉協議会、県、香川県広域水道企業団、香川県社会福祉協議会、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店

1 生活相談・情報提供(選挙管理委員事務局、監査委員事務局、各出張所)

- (1) 市および県は、国や金融機関等が設置する特別行政相談所等相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供および相談窓口を開設し、必要に応じて、防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。
- (2) 市および県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して、生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・罹災証明書の交付(税務課)

(1) 早期交付のための体制確立

市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後、早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、発災後、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施にあたっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。なお、市および県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 交付状況等の把握および課題共有等に関する調整

市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して、市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県の必要な支援を受けるとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、ノウハウの提供等を受けること等により、被災市町間の調整を図る。

(3) 体制確立に向けた平時の取組み等

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部課を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。あわせて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて、市町の支援体制を図るものとする。

3 被災者台帳の作成(危機管理課、税務課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、他関係部局)

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用することにより、被災者支援業務の迅速化・効率化を図る。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付(ふくし課)

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)および坂出市災害弔慰金の支給に関する条例(昭和49年条例第35号)に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市に助言および助成を行う。

5 生活福祉資金の貸付

民生委員・児童委員および坂出市社会福祉協議会は、香川県社会福祉協議会が行う被災した低所得者等の生活再建を支援するための生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

6 被災者生活再建支援金の支給(ふくし課)

市および県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。(支援金の支給は、都道府県からの委託先である(公財)都道府県センターが行う。)

7 各種減免等

(1) 税の減免および納税の猶予等(税務課)

市、県および国は、被災者の納付すべき地方税および国税について、法令および条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予および納期限等の延長の措置を被災の状況に応じて講じる。

① 市税の納税期限の延長(坂出市税条例第18条の2第1項)

広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法またはこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

② 市税の徴収猶予(地方税法第15条)

納税者または特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受けたときはその徴収を猶予することができる。

③ 市税、国民健康保険税および介護保険料の減免

ア 市民税の減免(坂出市税条例第51条、坂出市税の減免に関する規則第2条)

災害による甚大なる損害を受けた者については、災害による市民税減免基準表に基づいて当該罹災者の所得の段階によりその損害の程度に応じ、市民税を減免する。

イ 固定資産税の減免(坂出市税条例第71条、坂出市税の減免に関する規則第3条)

災害により滅失または甚大な損害を受けた固定資産については、災害による固定資産税減免基準表によりその損害の程度に応じ、固定資産税を減免する。

ウ 特別土地保有税の減免(坂出市税条例第139条の2)

市の全部または一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地について、市長が必要であると認めるものについては、特別土地保有税を減免することができる。

エ 国民健康保険税の減免(坂出市国民健康保険税条例第14条第1項第1号、坂出市国民健康保険税減免に関する規則)

市は、災害により、甚大な損害を受けた者で保険税の負担に堪えないと認められる者については、災害による国民健康保険税基準表に基づき、その損害の程度に応じて減免する。

オ 介護保険料の徴収猶予、減免(介護保険条例第8・9条、坂出市介護保険料の徴収猶予および減免に関する規則第2条)

第一号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合、保険料の徴収猶予、減免の措置を講じる。

(2) その他の減免

① 保育料の減免(こども課)

被災した世帯の児童の保育料について、市の内部規定に基づいて減免の措置を講じる。

② 国民健康保険に係る医療費の一部負担金の減免(けんこう課)

被災した国民健康保険の被保険者に対して、医療費の一部負担金の減免等の措置を講じる。

③ 介護保険利用者負担額の減免(かいご課)

(介護保険法第50・60条、介護保険法施行規則第83・97条)

市は、要介護(要支援)被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合、利用者負担額の減免の措置を行う。

- ④ 水道料金、下水道使用料の減免(香川県広域水道企業団、都市整備課)
 - ア 水道料金(香川県広域水道企業団水道事業給水条例第35条)

香川県広域水道企業団災害における水道の使用に係る料金の減免に関する取扱要綱に基づき、減免の措置を行う。
 - イ 下水道使用料(下水道条例第21条)

天災その他の災害を受け、支払い能力がないと市町が認めた者に対して、使用料を減免することができる。
- ⑤ 市営住宅の使用料の減免または徴収猶予(坂出市営住宅条例第16条)(建設課)

入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき、住宅使用料の減免または徴収の猶予をすることができる。
- ⑥ し尿、ごみに係る手数料の減免(坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例第15条)(生活環境課)

市は、被災した世帯に対し、し尿のくみ取り、ごみの処理に係る手数料について、減免の措置を講じる。

8 応急金融対策

- (1) 現金供給の確保および決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。

また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送および通信の確保を図る。
- (2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるものとする。また、日本銀行高松支店および四国財務局は、このための要請を行う。
- (3) 非常金融措置の実施

四国財務局および日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関(保険会社等を含む。)に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用する。

 - ① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。
 - ② 預貯金の払戻および中途解約に関する措置
 - ア 預金通帳、届出印鑑等を焼失または流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示、その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。
 - イ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約または当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。
 - ③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換または不渡処分、金融機関の休日営業または平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客および従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において、預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

④ 保険金の支払および保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金または損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料または損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券および貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

9 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

① 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

② 県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

① 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

② 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思および能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

(4) 未払賃金の立替払事業の運営

労働基準監督署は、災害によりやむなく事業活動の停止に至った中小企業事業主において賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金の立替払事業について、迅速に処理する。

(5) 被災労働者に対する迅速・適正な労災補償の実施

労働基準監督署は、労働者の所属事業場や医療機関が被災し、一時休業した等により労災請求の各種証明を受けることが困難な場合においても迅速・適正な労災補償を実施する。

なお、本災害により被災した場合、業務上もしくは通勤上と判断された事案は、迅速・適正な労災補償を実施する。

10 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

11 生活関連物資の供給確保および価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況および価格動向の調査・監視および情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。

これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

県は、関係部局、市町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

(4) 国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響をおよぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

12 被災中小企業者の復興支援（産業観光課）

(1) 市および県は、あらかじめ商工会・商工会議所と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関および政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう、県に協力して必要な措置を講じる。

13 被災農林漁業者の復興支援（農林水産課）

市は、被災した農林漁業者またはその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、県が行う天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)、株式会社日本政策金融公庫法等に基づく融資が受けられるよう、県に協力して必要な措置を講じる。

また、県は、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

14 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市および県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

[参考資料]

第18章 被災者支援関係

第4節 義援金等の受入れ・配分計画

市および県は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民および他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関：市（ふくし課）、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会

1 義援金等の受入れ

市は、市に寄託された義援金・義援物資および市長あての見舞金の受入れを行う。また、義援金の募集・広報の方法および受入れ体制を確立しておくものとする。

県は、県に寄託された義援金・義援物資および知事あての見舞金の受付を行う。義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。また、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。あわせて、義援物資の送付にあたっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知するものとする。

日本赤十字社香川県支部および香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分

県は、受け付けた義援金については、市町に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、市町に対する配分を決定し、市町の指定する場所まで輸送し市町に引き渡すものとする。

日本赤十字社香川県支部および香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市町に対する配分を配分委員会で決定し配分する。

市は、自ら受入れた義援金等および県等から配分された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

3 義援金の募集

日本赤十字社香川県支部および香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施するものとする。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあっては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあっては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

坂出市地域防災計画(共通対策編)
令和7年2月修正

発 行：坂出市防災会議

事務局：坂出市総務部危機管理課

所在地 762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

電 話 0877-44-5023

FAX 0877-44-5032

メール kikikanri@city.sakaide.lg.jp